

第6章

経済再建と所有再編

経済所有構造への介入政策の視点から

はじめに

アジア通貨危機後のインドネシアの経済再建過程は、同じく危機に見舞われたタイ、韓国などの東アジア各国と横並びで論じられることが多い。しかし、インドネシアには、他の危機国とは異なる固有の事情があることに留意しておかなければならない。それは、危機下のインドネシアで起きたのは、タイや韓国のような単なる政権の交替ではなく、権威主義体制から民主主義体制へという政治体制の転換だったという点である。インドネシアの文脈のなかでは、通貨危機はスハルト政権崩壊の最後的一幕だったのであり、同様に経済再建過程もスハルト体制の解体、新しい民主的な国家体制の模索という大きな歴史過程の一部として捉えられるべきである。

大きな転換が起きたのは、政治体制である。本書第2章でみたように、政治面では、民主主義体制への転換にともなう制度の変化を具体的にはっきりと観察することができる。これに対して、経済面での変化は少し複雑である。それは、経済面では少なくとも次の三つの事象が交錯しているからである。一つは、経済体制の大枠は不変のまま維持され、その枠組みのなかで危機克服のための経済政策が継続されている点である。資本主義体制を維持し、経済自由化という政策の方向性を維持し、CGI（インドネシア援助国会議）体制

と国際通貨基金（IMF）支援のもとにあってIMFの処方箋に沿って経済構造改革を進めている点はスハルト時代と変わりがない。二つめは、政治体制の転換がもたらす経済構造への影響である。たとえば、スハルト体制の崩壊にともなって経済権益構造の解体が起きていると考えられる。三つめは、政治体制の転換がもたらす政策過程への影響である。経済政策の形成と実施にかかわる過程がスハルト体制下のそれとは大きく変わったと考えられる。現実に行き起きている変化がこの三つのうちのどれに起因した変化かを見極めることは、それほど簡単なことではない。

この難しさを念頭におきながら、本章が試みようとしているのは、通貨危機後の経済再建政策、なかんずく銀行と企業の再建政策とその結果生じている銀行・企業部門の構造変化を、インドネシアの経済政策とその成果の歴史的展開のなかに位置づける作業である。その作業を通じて、ポスト・スハルト時代に進みつつある経済所有構造の変化の意味づけを明らかにしようとするのが本章の狙いである。ここで経済政策とは、財政、金融、貿易にかかわるマクロ経済政策ではなく、ミクロ経済政策、つまり政府が経済の所有構造に介入する政策を指している。第1節ではまず、この「経済所有構造への介入政策」を取り上げることがインドネシア研究においてなぜ重要かを論じる。第2節では、この視点に絞った経済政策の歴史的展開を、本書第1章で提示した時期区分にならって、議会制民主主義期、スカルノによる指導民主主義期、スハルト体制確立期、スハルト体制変容期の四つの時期について検討し、その成果としてスハルト政権末期の通貨危機前の時点で、どのような経済所有構造ができあがっていたのかを概観する。第3節では、ポスト・スハルト体制期の銀行と企業の再建政策により、銀行・企業部門にどのような構造変化が生じつつあるかを観察する。そして最後に第4節で、これらの分析から明らかになった経済所有構造の再編の現状を、所有構造の歴史的変遷、民主化後の政策形成過程の変化という観点を踏まえて、どのように捉えるべきかを検討する。

第1節 インドネシアの経済政策

なぜ「経済所有構造への介入政策」か

ある国の政府がどのような種類の経済政策を最も重要視するかは、その国の経済発展の初期条件に大きく左右されるのではなかろうか。たとえば、日本では産業政策が経済政策のなかで重要な位置を占めてきたことはよく知られている。ここで産業政策とは、産業間の資源配分、または特定産業内の資源配分に介入する政策としておく⁽¹⁾。日本では、投入財としてのエネルギー、天然資源が希少であったために、その希少な資源を傾斜的に投入すべき産業の選定と、その資源を経済厚生の上昇のために効果的に活かすべき産業間または産業内の資源配分が緊要な政策課題となったと考えられる。

翻ってインドネシアには、次のような初期条件が存在した。インドネシアは、1949年末に主権国家の地位を勝ち取ったが、経済面では旧宗主国オランダから資産の委譲を受けられず、オランダの支配する植民地経済のまま出発した。したがって、独立国家の名にふさわしいインドネシア国民経済を建設する、具体的には、植民地資本に代替する自国資本を育成することが、独立後の政府の重要な政策課題となった。インドネシアには、エネルギー、天然資源、労働力は豊富に存在するが、それらの資源を生産活動に結びつけるために必要な資本や技術は外国企業の掌中にある。わずかな資本と技術を活用して自国資本を蓄積するには、企業家能力こそが鍵を握る希少資源となる。そこで、どの種の潜在的企業家能力を重点的に育成し、経済開発の主体にすべきか、という問題が浮上する。「誰を」「どの企業を」「どの種の自国資本を」育成して外国支配を打破すべきかが一義的課題であり、「どの産業を」という発想はそこから直接には生まれてこなかった。

外国資本に対置される自国資本のなかにも、どちらを優先的に育成すべきかという選択肢が少なくとも二つある。一つは国家資本か民間資本かの選択であり、もう一つはプリブミ（先住のマレー系住民）資本か華人資本かとい

う選択である。大資本か小資本か、という規模にかかわる選択肢は、所有にかかわる選択肢とは別の範疇ではあるが、大資本はすなわち外国資本、国家資本または主に華人資本、小資本は主にプリプミ資本という図式によって、所有にも密接に関係している。

経済政策とは、政府による経済過程への介入であるが、なかでも先に述べたような経済の所有構造の選択に政府が何らかの政治的意思をもって介入を行うのが「経済所有構造への介入政策」である。具体的には、国有化政策、民間資本活用政策、外資規制または外資自由化政策、華人資本動員または華人規制政策、プリプミ優先政策、小企業育成政策などの形をとって現れる。こうした経済政策カテゴリーが、インドネシアでは独立以来一貫して重要な経済開発戦略上の位置を占めつづけてきた。この点はインドネシア経済を理解するにあたっての一つのポイントであろう。以下に、その政策の歴史的展開とそれぞれの政策の成果を概観する。

第2節 経済所有構造への介入政策の歴史的展開

1. プリプミ資本によるインドネシア化 議会制民主主義期

はじめに、インドネシア経済の初期条件をやや詳しくみておこう。1949年11月、国連の仲裁により開催されたハーグ円卓会議においてオランダからインドネシア連邦共和国への主権委譲が合意され、インドネシアは独立宣言から4年あまりの闘争を経てようやく主権国家としての独立を獲得した。しかし、この「ハーグ協定」と同時に締結された「財政・経済協定」は、オランダをはじめとする外国資産の保全と経済活動の諸権利を保障し、外国資産の接収に際してはインドネシアが原則として対価を支払うことを定めていた（日本国際問題研究所編 [1972: 191-201]）。こうしてインドネシアは、独立に際して宗主国資産の委譲または接収という可能性を事実上封じられ、植民地

経済そのままの姿で出発した。貿易、海運、金融・保険から農園、鉱工業にいたる経済の基幹部門はオランダ系10大商社を中心とする欧米大資本がおさえ、商業と中小工業は外国資本の一部をなす華人が担っていた（ほとんどの華人系住民はインドネシア国籍をもっていなかった）。主権国家とはいいながら、経済的主権を象徴する中央銀行すらもない状態からの出発であった。この完全な外国支配を脱却して経済を「インドネシア化」(Indonesianisasi)することが、スカルノ大統領時代を通じての国家目標の一つになった⁽²⁾。

ではどのようにインドネシア化するか。主体となる自国資本のなかの選択肢として、国家資本よりも民間資本が重視されたのが、1950年代の議会制民主主義期の経済政策の特徴であった。民間資本が優先された理由は、1950年暫定憲法に基づく民主主義の政治理念が政治エリートの間にも共有され、政治面では政党政治と代議政体を、経済面では民間資本中心の自由経済の建設を重視する傾向があったことが大きかったと考えられる。国家主導の統治体制は、政治、経済の両面において意図的に避けられた。スミトロ・ジョヨハディクスモ(Sumitro Djojohadikusumo) 商工相(ナツィール内閣 マシュミ党、1950~51年)によって1951年に提出された「経済緊急計画」(Rencana Urgensi Perekonomian)、同年の「工業化委員会中間報告書」(Laporan Interim Panitia Industrialisasi)においても、国家による投資は国防、公共事業、経済に広範な影響を及ぼすその他の分野に限られるべきだとされ、国家資本による投資はあくまで一時的に民間資本を肩代わりするものと位置づけられていた(Djojohadikusumo [1954: 31-32])。

国内民間資本とは、すなわちプリブミ資本である。プリブミ資本によるインドネシア化政策の中心となったのが、1951~56年に実施された「ベンテン計画」である⁽³⁾。ベンテン(benteng)とは「要塞」を意味する。外国支配の経済構造のなかに政府が積極的に介入してプリブミ企業家を保護する「要塞」を築くことが目的であった。その方法は、特定の日用消費財を「ベンテン輸入商品」に指定し、大蔵省がプリブミ業者に輸入許可証を発行して希少な外貨を優先的に割り当てると同時に、1946年に設立された初の国営銀行又

ガラ・インドネシア銀行 (BNI)⁽⁴⁾から融資を行い、「ベンテン輸入業者」を短期間に育成するというものである。プリブミ資本によって、オランダによる輸入業の寡占構造の一角を崩し、華人資本の一部を代替しようとする戦略であった。輸入部門が選ばれたのは、工業部門に比べて資本と技術の蓄積がなくても参入が可能だからである。ベンテン計画の実施により、計画開始前に145あったプリブミ輸入業者数は、1953年に800、1954年末には3500と著増した。しかし、その大部分が輸入許可証を華人などの有力輸入業者に売却するだけの仲介業者であった。この仲介業者化を防ぐために、スミトロ蔵相 (ウィロポ内閣 インドネシア国民党, 1952~53年)は「ベンテン輸入業者」に固定資産額などの資格要件を設けたり、逆にロオセノ (Rooseno Surjohadikusumo) 蔵相 (第1次アリ・サストロアミジョヨ内閣 国民党, 1954~55年)は実態に合わせて輸入許可証発給の対象をインドネシア国籍をもつ華人にまで拡大したりした。ベンテン計画は結局、10数社程度の一握りのプリブミ業者に成長の足がかりを与えはしたものの⁽⁵⁾、圧倒的多数の対象者は泡沫業者に終わり、所期の成果を上げずに1957年に打ち切られた。

ベンテン計画とは別に、政府はまた、地場伝統産業でありながら華人資本の台頭が著しいバティック (ろうけつ染め) と丁字たばこの2産業でプリブミ資本を保護すべく、それぞれインドネシア・バティック協同組合連合 (Gabungan Koperasi Batik Indonesia: GKBI)、インドネシア丁字購買センター (Pusat Pembelian Tjengkeh Indonesia: PPTI) という生産者組合を発足させ、原材料である綿布と丁字の輸入・流通独占権を付与した。ここからもわかるとおり、許認可権限の行使による特定資本、特定生産者に対する保護という形が、政府による経済介入の原初的な手法としてすでに活用されていた。

議会制民主主義期におけるプリブミ資本育成政策がみるべき成果をあげられなかった理由は、主に二つあった。一つは、輸入部門が持続的に拡大せず、企業育成の突破口になりえなかったという経済的要因である。1952年に朝鮮戦争景気が翳り輸出が低下したため、政府は輸入を規制した。輸入規制はインフレを昂進させた。インフレ緩和のために輸入規制を弛めるとたちまち国

際収支は危機に陥り、再び輸入を規制すればインフレが激化するという悪循環に陥った。割り当てるべき外貨の不足は慢性化した。政府が財政逼迫から行う関税引上げも輸入を圧迫した（Thomas and Panglaykim [1973: 49], 三平 [1995: 195-196]）。二つめの理由は、政党内閣がいずれも短命で、しかも政党利益を優先したため、経済政策の実効性が低かったことである。議会制民主主義期の8年間に8内閣が交替した。総じて、インドネシア国民党（PNI）中心の内閣では経済政策は拡張主義的で、ベンテン業者への輸入許可証の発給数は増加した。1955年の総選挙前には、許可証発給に非公式に課された手数料が国民党の選挙資金に使われた⁽⁶⁾。逆に、イスラム系マシュミ党中心の内閣は引き締め主義的で、許可証取得の条件を厳しくしたので、政策は一貫性を欠くものとなった。

2. 国家資本によるインドネシア化 スカルノによる指導民主主義期

ベンテン計画の失敗を踏まえ、1956年ごろから政府内には国家の直接介入による経済のインドネシア化を求める声が高まっていた。そこに1957年12月、対オランダ西イリアン奪還闘争が勃発し、これがオランダ資産国有化の直接の引き金となった。ハーグ協定以来の懸案であった西イリアンの帰属をめぐる反オランダ感情が高まり、従業員、労働組合員らが自発的にオランダ企業を占拠し、実力行使によって資産接収が始まったからである。政府はこれを追認する形で、1958年オランダ資産を全面的に国有化した。結局オランダからの接収企業は、農園216社、鉱工業161社、貿易40社、保険16社など合計489社にのぼった。オランダ以外の欧米系企業の多くも1960年代半ばまでに順次国有化された。オランダ10大商社の後身となった8大国营商社は、全輸入の7割にあたる必需品目の輸入を独占した。こうして初めて国民経済の基幹部門のインドネシア化という国家目標が達成され、国营企業がその主体となった⁽⁷⁾。これが、スカルノ大統領の唱える「インドネシア社会主義」（Sosialisme Indonesia）に基づいた、スカルノによる「指導される経済」

(Ekonomi Terpimpin) の実現であった⁽⁸⁾。

国有化による国営企業を中核としたうえで、さらに政府は新規にも国営企業を設立した。1950年代から計画されながら実現できなかった尿素肥料、ガラス瓶が国産化され、製紙、紡績、造船でも国営企業が追加的に設立された。これらの新設分を合わせた国営企業数は、1960年時点で986社にも達した。しかし問題は、国営企業の経営を担う人材の絶対的不足であった。政党人や軍人が出向し、軍人が華人企業家に経営を委託する場合もあった。国有化後の企業活動の停滞・縮小、財務状況の悪化は明白で、国庫に事業利益が還流するどころか逆に政府の財源を圧迫した。限られた財源を投資した新設国営企業でも、建設・生産開始の計画未達成が相次いだ。

プリプミ小資本からなる国内民間部門は、この時期、国家による統制が強化され、国営企業の下部組織として組み込まれた。すなわち、国営商社による輸入物資や、国営企業が生産した製品・中間財が、協同組合・同業組合を通じて民間業者に供給され、農民や民間業者の生産物も組合を通じて販売された⁽⁹⁾。民間輸入業者には国営商社を通じた販売が義務づけられた。こうした流通統制だけでなく、組合には国営企業から経営担当者が派遣されて、国家の監視のもとにおかれた。

華人資本は、ベンテン計画期にはプリプミ資本に代替されるべきインドネシア化政策の標的と位置づけられていた。しかし、指導民主主義期に国家資本がオランダ人による企業経営を代替していく過程で、資本と企業経営力に優る華人が国家の陰の補助役となりはじめた。たとえば、国営企業や地方政府企業の経営に進出した軍人から経営を委託されるなどである。政党に代わって国軍が政治の表舞台に進出してくる過程と華人の経済進出は軌を一にしていた。他方で、華人を対象とした規制政策は続けられ、とくに農村部華人小売業禁止令(政令1959年第10号)は華人小売業者に少なからぬ打撃を与えた。この決定は、インドネシア国籍をもたない小売業者に村・郡レベルでの営業を禁止するものである。しかし、華人側はインドネシア生まれの二世世代やインドネシア人の名義を活用するなどして生き残り戦略を図った⁽¹⁰⁾。

このように、スカルノによる指導民主主義期には、外国による経済支配の払拭という独立以来の悲願が達成され、おびたしい数の国営企業が基幹部門の担い手として登場した。しかし、マクロ経済面、企業経営面ともにこれら国営企業が成長する条件は整わず、企業活動は低迷した。民間部門のプリブミ小資本は国家の統制下に組み込まれた。華人資本は、活動規制を受けながらも、しだいに勢力を拡大した。

3. 華人資本の動員 スハルト体制確立期

(1) 外国資本・華人資本・国家資本に関する基本政策

1966年3月11日に実権を掌握したスハルト陸軍中將は、「インドネシア社会主義」体制から資本主義体制へと経済体制の抜本的な転換を図った。そして、経済の復興と開発を最優先課題に掲げ、そのために必要な基本政策・制度を1968年までにほぼ完成させた。スハルト体制の基本政策として、経済所有構造への介入政策という観点から、次の三つが重要な意味をもっていた。

第1は、外国資本政策の転換である。資本主義体制への転換の重要な構成要素が外国資本への門戸開放であった。スハルト政権はまず、国家が接收していたオランダ以外の欧米企業を元の所有者に返還した。続いてスハルト政権下での初の経済法となる法律1967年第1号として外国投資法を公布し、港湾、電力、水道、海運、航空、鉄道、通信、マスメディア、軍需産業以外のすべての分野に外資を開放した。1967年から外資の流入が始まり、スカルノ時代の閉鎖経済は開放経済へと転換した。

第2は、華人資本政策の転換である。それまで外国資本の一部として排除の対象にされてきた華人資本を、華人の国籍にかかわらず、国内資本として動員する画期的な政策転換である。スハルトは、内閣幹部会議長として1967年に「華人問題解決基本政策」(1967年6月7日付け内閣幹部会訓令1967年第37号)を公布した。この政策は、当時ほとんどが外国籍であった約350万人の在住華人に身分の保護と保証を与え、彼らの資本を外国資本とは区別す

べき「国内資本」 原文では「外国国内資本 (modal domestik asing), つまり外国人住民の手にある国家資産 (kekayaan nasional)」 と位置づけ、経済開発に利用されるべきことを明確に規定した (BAKIN [1979: 64-65])⁽¹¹⁾。興味深いのは、政策立案にあたった委員会の「分科会暫定報告」と「中間報告」には、華人の経済支配力を排除する必要性が明記されていたことである (梅澤 [1992: 58-60])。スハルトは、陸軍幹部に根強い華人排除思想を委員会の議論のなかで吐き出させると同時に、その思想を教育・文化・社会活動面での華人規制として実現させた⁽¹²⁾。その一方で、経済開発にあたっては華人を共産主義とは切り離してあくまで積極的に活用する方針を打ち立てたのである。この「基本政策」は、スハルト時代におけるその後の華人企業・企業グループの勃興を可能にした、スハルト独自の制度上の「革新」であったといつてよい。

第3は、国营企業政策の転換、すなわち、スカルノ時代の国营企業の新設拡大路線から大幅な整理統合への転換である。スハルト政権は、スカルノ時代の国有化政策で生まれた900社以上もの国营企業を引き継いで出発した。しかし、1966年にスハルト政権の経済基本政策を定めた「経済・財政・開発の基本政策の刷新」(暫定国民協議会決定1966年第23号)では、国营企業の集中の排除が経済統制の排除とともに要点の一つに掲げられていた (三平 [1995: 203-204])。経済の自由化と民間主導が、スハルト政権の基本的立場だったからである。政府は、国营企業の企業形態を簡素化し、大部分を株式会社形態をとる営利企業とした。株式会社化された国营企業の管轄権を各省から大蔵省へ一本化した。そして、1974年までに国营企業を178社に整理統合した。

(2) 1974年以降の基本政策の変化

以上の三つの経済基本政策 外資の自由化、華人資本の動員、国营企業の整理統合 は、1974年に一つの転機を迎える。この年、反日・反華人暴動 (マラリ事件) と石油ブーム到来という二つの「事件」を受けて、政府は、

外資規制，華人資本規制，プリブミ優先，そして国営企業の拡大路線へと政策の舵を切る。しかし，このうち実際に機能したのは，外資規制と国営企業の拡大路線だけであった。この点について検討しよう。

第1に，外資政策については，外国投資法が規定した外資無差別導入政策が実施された期間は，実際にはそれほど長くなかった。その理由の一つは，輸入代替工業化政策の開始である。1970年に国内生産が需要を満たせるようになった一般消費財業種への外資の参入が禁じられた（商業相決定1970年第314号）。その一方，外資の参入を振興する業種には免税インセンティブを設けるなど（大蔵相決定1971年第94号），外資の選択的導入が図られるようになった。もう一つの理由は，外資依存を批判して発生した1974年1月15日のマラリ事件への対応である。事件後，政府は経済安定化評議会を設置し，そこで「投資ガイドライン」を決定した。要点は，すべての外資企業は合弁形態とし，既存の外資100%所有企業は株式市場で株式を公開する，外資企業は10年以内にインドネシア側出資比率を51%以上に引き上げる，などである。同時に，外国人の就業を制限し，期限を超える就業には課徴金を課した。出資と雇用の現地化政策を核とする外資規制は次々に法令化され⁽¹³⁾，1994年に再び外資完全自由化原則に復帰するまで，以後20年にわたって続くことになる。

第2に，華人資本政策は動員から規制へ，プリブミ優先政策の導入へと，少なくとも表向きには政策がシフトした。

ここで，スハルト政権の華人資本動員の手法について，若干説明しておく必要がある。スハルト政権の華人資本動員は，先の「基本政策」以外はほとんど政策として現れてこない。民間企業部門に対する政府の介入は，政策の形をとる公式の手段のほかに，許認可の配分という非公式の手段があった。ここで非公式というのは，誰に許認可が配分されるかについての公式の基準が設定されず，許認可権者にその判断が一任されている状態を指す（ベンテン計画のように公式の許認可配分基準が設定されている場合は，許認可配分も政策になる）。スハルト政権は，華人企業家を経済開発に動員するために許認

可の優先的付与という非公式の手段を用いた。民間企業の活動には、投資許可、輸入業者指定、輸出量割当て、森林開発権などの各種の許認可がつきものであった。1社または数社に限定された許認可の取得は、追加的な利潤の獲得を容易にし、資本の初期蓄積を速める効果があった。許認可権は各担当省がもっている。しかし、重要な案件あるいは特定の企業家についてはスハルト自身の意向が反映されたとみられる。たとえば、1950年代に国軍納入業者としてスハルトの信頼を得ていたリム・スイウリオン (Liem Sioe Liong, インドネシア名スドノ・サリム Soedono Salim) は1968~71年に複数の許認可権を取得した。1968年にリム所有のメガ社とスハルトの異父弟プロボステジョ (Probosutedjo) の所有企業の2社が丁字輸入独占権を商業相決定により取得し、1969年にはリムが出資しスハルトの従弟スドウィカトモノ (Sudwikatmono) が社長を務める製粉企業ボガサリ社がほぼ独占に近い投資許可を取得して中央銀行から直接融資を受け、1971年にはリム所有の企業がティン・スハルト夫人 (Siti Hartina Soeharto) の実弟ベルナルド・イブヌ・ハルジョヨ (Bernard Ibnu Hardjojo) の所有企業などとともに数件に限定されたセメント民間会社の投資許可を取得した (佐藤 [1992])。この事例は、異なる省庁からリムに集中して許認可が供与されている点、リムとともにスハルト大統領の血縁・姻戚者が許認可を取得している点から、省庁レベルを超えてスハルト自身が許認可配分に直接関与していたことを示唆している⁽¹⁴⁾。

この非公式の許認可配分をもたらした当然の帰結は、許認可権者である政軍官高官と華人企業家との共存関係であった。たとえば、先の製粉企業ボガサリ社は、その会社定款で、利益の26%をスハルトの出身部隊である陸軍戦略予備軍 (Kostrad) の所有するダルマ・プトラ財団とスハルト夫人の主宰するハラパン・キタ財団に分配することを規定していた⁽¹⁵⁾。また、政軍官高官はしばしば外資との合弁チャンスも仲介したため、政軍官高官 = 華人 = 外資の提携関係も生まれた。とりわけ、スハルトの側近軍人であるスジョノ・フマルダニ (Soedjono Hoemardani) 大統領私的補佐官 (asisten pribadi: aspri) が多くの日本企業と華人企業との合弁事業の仲介役を果たしたことはよく知

られている (Malley [1991])。

しかし、この癒着関係を非難してマラリ事件が発生すると、政府は政策として華人規制、プリブミ優先姿勢を打ち出した。まず、先の「投資ガイドライン」は、(1)外資企業はプリブミをパートナーとする合弁形態をとる、(2)パートナーがノン・プリブミ (華人)⁽¹⁶⁾である既存の外資企業は、ノン・プリブミによる所有株式の50%を直接プリブミへ、または株式市場を通じて売却する、(3)ノン・プリブミ所有の国内企業は株式の50%を直接プリブミへ、または株式市場を通じて売却することを定めていた。また政府は、対象をプリブミのみに限定した低利子金融である、小企業向け投資金融 (KIK) と小企業向け運転資金金融 (KMKP) (それぞれ年利12%, 15%) を新たに導入した。第1次石油ブームに重なる時期に導入されたことから、これらを第1次プリブミ優先政策と呼ぶ。1979年からの第2次石油ブームのもとでは、プリブミ資本とほぼ同義である「経済的弱者グループ」(golongan ekonomi lemah)⁽¹⁷⁾を政府プロジェクト入札、政府物資調達の際に優先する大統領決定 (1979年第14号、1980年第10号、1980年第14A号) が発布された。これが第2次プリブミ優先政策である。この政府調達政策は、スダルモノ (Sudharmono) 長官率いる国家官房が担当した。

このように、マラリ事件後、石油ブーム期を通じてプリブミ優先政策が前面に打ち出され、華人資本は規制の対象とされた。しかし実際には、1979～80年の政府調達政策はいくつかのプリブミ企業グループの復興や成長に足がかりを与えはしたが⁽¹⁸⁾、それ以外の政策効果は限定的であった。その理由の一つに、「投資ガイドライン」のなかの華人資本のプリブミ化方針が法制化されなかったことがある。外資規制が次々に法制化されたのとは対照的に、華人資本のプリブミ化は投資行政を担当する投資調整庁の窓口指導に委ねられ、事実上有名無実化した⁽¹⁹⁾。華人規制政策が法制化されず、実効性をもたなかった裏には、1974年までに経済基盤を築いていた華人企業家による政府に対する水面下での懐柔やロビー活動があった可能性は大きい。結果的に、華人規制・プリブミ優先政策はこの期間の華人企業・企業グループの持続的

成長を何ら制約するものとはならなかった。

第3に、国営企業の整理統合を目指した基本方針は、石油ブームの到来とともに崩壊しになり、新設拡大路線にとって替わられた。いったん大蔵省に一本化された国営企業の管轄権は、各管轄省の要求により再び各省へ戻された（大統領決定1973年第11号）。国営企業数は、国庫への潤沢な石油収入を背景に、1983年にピークの222社に達するまで増加した。国営企業は、国家資本主導の経済開発の推進者となり、石油ブーム下で興隆した経済ナショナリズムの担い手になり、そしてマラリ事件後の経済所有構造のプリブミ化の旗手としての期待を担うことになったのである。

とくに重要な案件は、省レベルの管轄権を超えて、スハルトの意向を汲んだ数人の大臣や社長が直接主導した。たとえば、製油所、液化天然ガス（LNG）、ガス・パイプライン、肥料、鉄鋼、バタム島開発に着手し、1975年に財務破綻を起こした石油公社プルタミナのイブヌ・ストウォオ（Ibnu Sutowo）総裁、航空機、造船などの「戦略産業」を担当したハビビ（B. J. Habibie）研究・技術担当国務相兼国営航空機製造会社（ヌサンタラ航空機工業）社長／国営造船会社（パル社）社長、第2次石油ブーム期に石油化学、アルミナなどの大規模な重化学工業プロジェクトを多数計画したスフド（A. Suhud）工業相などである。彼らは国家資本を投じて素材・資本財産業の国産化を推進し、外国に依存しない「国家強靱性」の獲得を目指す点で共通していた。これに対して、外国投資への開放原則と市場経済メカニズムを重視する経済テクノクラート（およびその背後に控える世界銀行とIMF）は、国営企業による重化学工業投資を開発資金の浪費だとして批判した。経済テクノクラートは、インドネシアにおける資源の賦存条件を活かした労働・天然資源集約産業の比較優位を主張した。だが、石油ブーム期には彼らは国家資本主導型の投資拡大路線を抑える力をもたなかった。なぜなら、経済テクノクラートが関与できるのは、国家開発企画庁（Bappenas）と大蔵省の行う国家予算の策定と実施だけであり、国営企業の財務管理は彼らの管轄の外にあったからである。資本金を除けば、国営企業は投資資金を国家予算外の国営銀行融資や海外資

金によって調達できた。また国家予算内においても、歳入が拡大しているかぎりはスハルト大統領の政治的意思に抗して経済テクノクラートが歳出の用途を変更することはできなかったのである。

以上にみてきたように、スハルト体制確立期には、石油ブームの到来とともに初期の経済自由化政策は陰をひそめ、外国資本の規制と国家資本の拡大が顕著になった。同時に、華人資本の規制とプリブミ資本の優先も政策として掲げられたが、華人資本のプリブミ化は法制度化がなされなかった。その結果、華人資本だけはこの時期を通じて一貫して成長の機会を与えられ、公式な政策としては現れない政軍官エリートとの共存関係をも足がかりにして着々と資本蓄積を進めたのであった。このようにみると、スハルト政権発足時に定められた経済所有構造への介入政策のうち、外資自由化への転換よりもむしろ、初めて華人資本を明示的に経済開発の主体に位置づけた華人資本政策の転換こそが、実効性の点で重要な意味をもっていたといえよう。しかもこの政策は、反共・反華人感情の強い陸軍幹部を懐柔した末の、スハルト自身のイニシアティブに基づく制度的「革新」であった。華人資本の重視姿勢に比較すれば、外国資本は一貫して自国資本の補助役としての位置づけにすぎなかったのである。

4. プリブミ大資本の育成 スハルト体制変容期

スハルト体制は、1985年に制度的な完成をみた後、いくつかの面で変容を示すようになる（本書第1章参照）。そのうちの一つが「経済のプリブミ化」志向である。その要因と政策手段を以下に概観する。

ここで経済のプリブミ化というのは、経済の基幹部門を担う大資本としてこれまでに登場してきた外国資本、国家資本、華人資本に比肩する、あるいはそれを代替することのできるプリブミ大資本を本格的に育成することである。スハルト政権、そしてスハルト大統領自身が、プリブミ資本に軸足を移そうとした要因として次の三つを指摘できる。

第1は、石油ブームの終焉にともなう国家資本拡大路線の頓挫である。輸出総額に占める石油・天然ガス輸出の割合は、1981年の82%をピークに減少に転じた。国家歳入に占める石油・天然ガス収入の割合も同じく1981年度の71%をピークに減少し、1986年度以降は4割前後にまで低下した。スフード工業相の計画した52件の基幹産業プロジェクトのうち48件、投資計画額にして210億ドルが中止・延期された。国営企業部門は、経営効率化と民営化へ向けた見直しの対象となり、企業数は1985年から減少しはじめた。こうして国営企業部門は縮小に転じ⁽²⁰⁾、経済は民間資本主導に復帰した。重要な点は、国営企業部門の縮小が民間企業にとっての事業チャンスを生んだことである。たとえば、従来国営企業の専管であった高速道路や港湾建設、電話回線敷設などの公共事業にBOT (build, operation and transfer: 建設、運営後、所有権を政府に移転する) 方式で民間企業の参入が奨励されるようになった。石油公社プルトミナが独占してきた石油製品の流通販売や、外国企業との生産分与方式による石油ガス探査・掘削事業にも初めて民間企業の参入が認められた。

第2は、華人企業グループの確立である。1970年代に持続的な成長を続けた華人企業家のなかから、1980年代初めまでに企業グループを形成するものが現れた。これらの華人企業グループは、1980年代半ばの経済苦境を、輸出事業へのシフト、外資との合併の活用、不況業種の整理などそれぞれの企業戦略で生き延び、1980年代末からの好況期には経済成長の牽引役として立ち現れた。華人企業グループのプレゼンス拡大を、社会は「コングロムラシ」(konglomerasi: コングロマリット現象) と批判をこめて呼び、経済のプリブミ化を求める声が高まった。スハルト大統領にとってこの現象は、かつて自らが主導した華人資本の成長期が成功裡に完了し、いまや華人資本の収穫期に入ったことを意味した。収穫期とは、確立した華人企業グループの利益をプリブミ社会に還元させ、プリブミ企業の育成に貢献させることであった。

第3は、スハルト大統領の子世代の起業である。スハルトの次男バンバン・トリハトモジョ (Bambang Trihatmodjo) は企業グループの母企業となるビマンタラ・チトラ社を1981年に設立、三男フトモ・マンダラ・プトラ

(Hutomo Mandala Putra, 通称トミー Tommy) は1984年に母企業フンプス社を設立, 長女シティ・ハルディヤンティ・ハストゥティ・ルクマナ (Siti Hardijanti Hastuti Rukmana, 通称トゥトゥット Tutut) は高速道路建設をBOT方式で国営企業から請け負う企業チトラ・マルガ・ヌサファラ・プルサダ社を1987年に設立し, 次々に実業界入りした。スハルトの子世代が事業拡大意欲をもって現れ, スハルトは彼らを有力プリブミ資本にすべく保護育成を始めた。それがすなわち経済の華人偏重を修正し, 経済のプリブミ化に対する社会の要請に応えることにもつながるというのがスハルトの考えであった。さらに突きつめていけば, スハルト自身のプリブミ資本重視への変化は, やがて来る政権交替にあたってスハルト家の実子, 具体的には長女トゥトゥットに権力を委譲することを前提に, その子世代が華人の経済力に依拠するのではなく, 自らの経済基盤を備えておくべきだという, スハルト家による政権の安定的継承シナリオがその動機の根底にあったと考えられる。

インドネシア経済は, 1980年代末までに石油依存構造から脱却し, プラザ合意後の東アジア多国間通貨調整にともなう外国投資の急増を受けて, 1980年代末から1990年代にかけて好況期を迎えた。この時期の経済政策の基本は, 経済自由化と民間資本活用であった。自由化政策は, 関税引下げ, 外資規制撤廃などの貿易・投資の規制緩和政策に加え, 1988年には抜本的な金融自由化が実施された。銀行業への参入が自由化され, 各企業グループは競って銀行を設立した。民間資本活用は, BOT方式による民間企業の公共事業への参入が主な手法であった。しかし重要なことは, こうした自由化や民活政策が教科書どおりに市場メカニズムに基づく効率的な資源配分を必ずしももたらさず, 逆に特定企業への許認可配分のチャンスを生み出す源泉になったことである。まさにそれを利用したのが, プリブミ大資本育成の手法であった。

端的な例は, 民活プロジェクトである。多くの場合, 受注する民間企業は公開入札で選定されず, かりに公開入札の形式をとったとしても監督官庁とその上位に位置するスハルト大統領の意向が反映されるといわれた。たとえば, 高速道路建設の民活プロジェクト第1号を1987年にスハルトの長女の企

業が受注したこと、国営テレビの一局独占であったテレビ放送事業に1988年初めて参入を認可された民間放送会社が次男のビマンタラ・グループであったこと、プルタミナによる液化天然ガスの対韓国、対台湾輸出のタンカー輸送事業の長期契約をそれぞれ1986年、1990年に取得したのがビマンタラと三男のフンプスであったこと、それまで外国石油会社の独壇場であった石油探査事業の開発権を1990年にプルタミナから初めて取得した国内民間企業がフンプス・グループであったこと、などの例はスハルトの関与の可能性を示唆している。

また、川下部門が関税引下げで自由化されるのと同時に、いまだ幼稚産業である川中・川上部門は輸入代替化を進めるために保護措置が強化される場合が多かった。しかもその保護措置は、中間財・原料の関税引上げにとどまらず、中間財・原料の生産・輸入を1社または数社に限定するという「集中購買制」あるいは「流通統制」(tata niaga) などと呼ばれる一種の非関税障壁が、石油化学や鉄鋼の分野でしばしば設けられた。たとえば、川下部門であるプラスチック製品の関税引下げと同時に、1986年から1988年にかけてプラスチック原料である樹脂類の輸入に対してスハルト家の所有企業による集中購買制が設けられた。

このような民活案件の受注、生産・輸入独占といった利権が、スハルトの実子や姻戚者を筆頭とするプリプミ企業家に優先的に配分される傾向が1990年代には顕著になった。利権獲得にともなって投資資金が必要な場合には、国営銀行から巨額の融資が事実上の無審査でこれら特定の企業家に供与されるのが常となった。第1次、第2次プリプミ優先政策の実効性が限定的であったのに比べて、今次の第3次プリプミ優先政策でははるかに実質的な利権と巨額の資金が特定のプリプミ企業家に注ぎ込まれたといつてよい。

5. スハルト時代末期における大企業部門の所有構造

独立以来の四つの時期を通してみると、経済所有構造への政府の介入政策

の成否が、資本蓄積を可能にする経済環境の有無にまずは規定されてきたことが明らかである。民間資本と国家資本のいずれを選択するかにかかわらず、スカルノ時代の二つの時期には企業の持続的な成長は難しかった。これに対して、スハルト時代の二つの時期には、スハルト政権による「開発」体制の整備によって持続的な資本蓄積が可能な経済環境がインドネシア経済史上初めて現出した。スハルト時代を通じて、公式の政策よりもむしろ非公式の許可権の配分という手段が、実際の介入効果をもたらした。前半期には華人資本が、後半期には一部のプリブミ資本が、この非公式手段によって伸長した。スカルノ時代から引き継がれた国营企業部門は、石油ブームの期間においてのみ拡大した。

1990年代前半に、経済の主たる担い手はもはや国营企業ではなく、民間企業グループであることがはっきりしてきた。その上位を占めるのは、スハルト政権初期から資本蓄積を持続してきた華人企業グループである。個々の企業単位ではなく、企業グループという資本の単位でみると、その売上げ規模は、国营企業1社の規模に匹敵するようになった。表1にまとめたように、たとえば1993年時点で、民間部門最大の企業グループ、サリム・グループの年間売上高18兆ルピアは、国营企業部門のトップに位置するインドネシア最大の企業、石油公社プルタミナの21兆ルピアに接近していた。民間10大企業グループと国营企業上位10社の合計売上高は約50兆ルピアで肩を並べ、20大グループと20社を比べると民間企業グループのほうが71兆ルピアで国营企業の55兆ルピアを凌駕していた。100大グループのそれは120兆ルピアで、国营企業100社はもとより、全国営企業184社の合計売上高73兆ルピアを大きく上回っていた。100大グループの合計売上高は1993年のインドネシア経済の粗産出額（gross output）の21%を占め、200大グループのそれは142兆ルピアで、粗産出額の25%を占めていた⁽²¹⁾。すなわち、この時点で民間大資本部門は売上高ベースで国民経済の約4分の1の規模をもち、国营企業部門全体の2倍の規模に達していたことになる。

インドネシアの証券市場は、上場企業の数に限られ、とりわけ日系企業を

表1 国営企業・民間大企業・民間企業グループの規模比較(1993年)

(単位:10億ルピア)

国営企業				民間上場企業				企業グループ			
企業名	売上高	利益	業種	企業名	売上高	利益	業種	企業グループ名	企業グループ名	売上高	傘下 企業数(社)
1 PN Pertamina	20,957	1,300	石油	* PT Astra International, Inc.	5,887	132	持株会社	アストラ	サリム	18,000	450
2 Perum Listrik Negara(PLN)	4,922	180	電力	PT Gudang Garam	3,874	159	丁字タバコ	グダン・ガラム	アストラ	5,887	205
3 PT Garuda Indonesia	4,009	408	航空	PT Indocement Tunggul Prakarsa	2,890	312	セメント	サリム	シナル・マス	**4,200	150
4 PT Bank Rakyat Indonesia	3,568	106	商業銀行	PT Barito Pacific Timber	979	310	合板	バリト・パシフィック	リッポ	**4,750	78
5 PT Bank Negara Indonesia 1946	2,876	241	商業銀行	PT Bank Danamon	977	48	商業銀行	ダナモン	グダン・ガラム	3,600	16
6 PT Telkom	2,695	361	電話	PT Unilever Indonesia	933	79	油脂製品	(外資=英蘭)	ポブ・ハサン	3,400	92
7 PT Bank Dagang Negara	2,549	190	商業銀行	PT Bank Int'l Indonesia (BII)	876	230	商業銀行	シナル・マス	バリト・パシフィック	3,050	92
8 PT Bank Bumi Daya	2,516	117	商業銀行	* PT United Tractors	857	36	重機	アストラ	ビマンタラ	3,000	134
9 PT Bank Pembangunan Indonesia	1,835	65	開発銀行	PT Gajah Tunggal	797	365	タイヤ	ガジャ・トゥンガル	アルゴ・マヌンガル	2,940	54
10 PT Pupuk Sriwijaya	1,765	123	肥料	PT Central Proteina Prima	757	14	飼料	(外資=タイ)	ジャルム	2,860	25
11 PT Krakatau Steel	1,651	125	製鉄	PT Lippo Bank	745	42	商業銀行	リッポ	ダルマラ	2,530	151
12 PT Indosat	875	465	国際通信	PT Polysindo Eka Perkasa	671	105	ポリエステル	テクスマコ	オンコ	2,100	59
13 PT Petrokimia Gresik	740	9	硫安	PT Indah Kiat Pulp & Paper	651	90	紙/パルプ	シナル・マス	パニン	2,081	43
14 PT Tambang Batubara Bukit Asam	658	206	石炭	PT Japfa Comfeed Indonesia	649	31	養鶏・飼料	オメトラコ, ビマンタラ	ロダマス	2,000	41
15 PT Pembangunan Perumahan	646	40	住宅	PT Tjiwi Kimia	616	79	紙製品	シナル・マス	スルヤ・ラヤ	1,975	242
16 PT Bank Tabungan Negara	637	72	貯蓄銀行	PT Matahari Putra Prima	592	21	小売	マタハリ	ヤン・ダルマディ	1,940	60
17 PT Taspen	634	94	公務員保険	PT Hero Supermarket	561	16	小売	ヘロ	ベルチャ	1,800	32
18 PT IPTN	618	18	航空機	PT Charoen Pokphand Indonesia	548	29	飼料	(外資=タイ)	フンプス	1,750	11
19 PT Pupuk Kalimantan Timur	434	72	肥料	PT Bank Umum Nasional	495	29	商業銀行	アルヤ・ウバヤ	ガジャ・トゥンガル	1,650	49
20 PT Waskita Karya	401	24	建設請負	PT Bank Niaga	477	35	商業銀行	スダルボ	ラジャ・ガルダ・マス	1,590	66
20大国営企業合計	54,986	4,216		20大民間上場企業合計	24,832	2,162			20大グループ合計	71,103	2,050
100大国営企業合計	70,988	6,100		うち企業グループ傘下企業	22,594	2,040					
全国国営企業(184社)合計	72,980	6,461		100大民間上場企業合計	38,282	3,737			100グループ合計	119,583	4,263
				全民間上場企業(171社)合計	40,873	4,105			200グループ合計	141,652	5,834

(注) * 子会社との連結ベース。

** 原本のまま。

(出所) 国営企業はWarta Ekonomi, 6(9) 25 July 1994, 民間上場企業はWarta Ekonomi, 6(5) 27 June 1994, 企業グループはWarta Ekonomi,

5(48) 25 April 1994, に基づき作成。

中心とする外資系企業の上場が少ないため、民間大企業部門の所有構成を反映しているとはいえない。とはいえ、情報開示にきわめて消極的であった華人系企業グループが1988年の証券市場の規制緩和後には積極的に上場するようになった様子が表1からうかがえる⁽²²⁾。上場企業上位20社のうち、17社が企業グループ傘下の企業である。インド系のテクスマコ、プリブミのピマンタラとスダルポ以外は華人系企業グループで、14社が華人系グループの単独所有企業である。20大企業グループでは、8位のピマンタラ、18位のフンプスを除く18グループが華人系である。華人系の比率は、100大グループでは67グループに下がり（1990年）、上位ほど華人比率が高い傾向がはっきりしている（三平・佐藤編 [1992: 136-137]）。

表2は、1996年時点での売上げ順位に基づく上位民間企業グループの所有経営主、規模、事業内容をまとめたものである⁽²³⁾。1993年時点と順位に大きな変動はないが、上位3グループの売上高の突出ぶりが1996年には顕著で、持続的好況が大資本にいつそう有利に働いた証左となっている。華人、プリブミの別でみると、1993年のときと同様、最大のプリブミ企業グループであるスハルト大統領の次男バンパンの所有するピマンタラがさらに順位を上げて6位にランクされ、三男トミーの所有するフンプスも順位不動のまま20位以内に入っている。プリブミ大資本育成策は、1980年代後半からのわずか10年足らずで、1960年代末から成長を始めた華人企業グループの最上位層に食い込むほどの成果をもたらしたことがわかる。しかし、その成果はすなわちスハルト家のビジネスであるという、あまりにも対象の限定された成果であった。

コングロマリット現象と呼ばれるにいたったスハルト時代における民間企業グループの興隆の功罪を、本節の最後に検討しておきたい。インドネシアの企業グループの特徴は、表2からもみてとれるとおり、投資の懐妊期間の長い工業分野に積極的に参入し、工業化の牽引役を果たした点にあった。これが第1の功績である。この特徴は、シンガポールや香港の地場大資本が金融・不動産・サービス業を事業基盤として成長したのとは対照的である（井

表2 主要企業グループの危機前の規模と事業（1996年）

売上 順位	企業グループ名	所有経営主	中国名/プリブミ	グループ売上高		グループ資産		企業数 (社)	主要事業
				(兆円'ア)	(10億ドル)	(兆円'ア)	(10億ドル)		
1	サリム	Soedono Salim	Liem Sioe Liong	53.1	22.3	43.1	18.1	600	食品・セメント・自動車・銀行
2	アストラ	バリト/サンプルナ/サリム等		20.2	8.5	23.7	9.9	125	自動車・農園・銀行
3	シナル・マス	Eka Tjipta Widjaya	Oey Ek Tjhong	20.2	8.5	41.1	17.2	200	農園・紙パ・金融・不動産
4	グダン・ガラム	Rachman Halim	Tjoa To Hing	9.4	3.9	5.9	2.5	39	丁字タバコ
5	リッポ	Mochtar Riady	Lee Mo Tie	9.0	3.8	21.1	8.9	70	金融・不動産
6	ビマンタラ	Bambang Trihatmodjo	プリブミ：スハルト次男	4.3	1.8	4.0	1.7	50	石油化学・通信・自動車
7	ガジャ・トゥンガル	Sjamsul Nursalim	Lim Tek Siong	4.2	1.8	36.3	15.2	80	タイヤ・化学・養殖・銀行
8	オンコ/ボブ・ハサン	Kaharudin Ongko / M.Hasan	Ong Ka Huat	4.2	1.8	12.9	5.4	55	金融・不動産・陶器
9	ジャルム	Michael Bambang Hartono	Oei Hwie Siang	4.0	1.7	2.9	1.2	25	丁字タバコ・金融
10	ロダマス	Tan Siong Kie	Tan Siong Kie	4.0	1.7	5.9	2.5	40	ガラス・調味料・不動産
11	ヌサンバ/ボブ・ハサン	スハルト主宰財団 / M.Hasan	プリブミ / The Kian Seng	3.9	1.6	6.7	2.8	90	合板・茶農園
12	カルベ・ファルマ	Boenjamin Setiawan	Khouw Lip Boen	3.7	1.6	36.8	15.4	60	医薬品・金融
13	ダルマラ	Suhargo Gondokusumo	Go Ka Him	3.4	1.4	8.5	3.6	130	貿易・飼料・金融・不動産
14	アルゴ・マヌンガル	The Ning King	The Ning King	3.4	1.4	2.1	0.9	54	繊維
15	バリト・バシフィック	Prajogo Pangestu	Phang Dju Phin	2.9	1.2	5.0	2.1	92	合板・石油化学・バルブ
16	マスビオン	Alim Markus	Lim Wen Kwang	2.5	1.0	1.8	0.8	35	アルミ等金属製品
17	バクリ	Aburizal Bakrie	プリブミ	2.4	1.0	8.4	3.5	76	鋼管・農園・鉱業・通信
18	フンプス	Hutomo Mandala Putera	プリブミ：スハルト三男	2.3	1.0	2.1	0.9	40	石油サービス・自動車
19	ダナモン	Usman Admadaja	Njauw Jauw Woe	2.3	1.0	28.4	11.9	33	金融・不動産
20	ベルチャ	Murdaya Widayawimarta	Poo Tjie Gwan	2.3	1.0	1.2	0.5	32	電機電子・サービス
21	パニン	Mu'min Ali Gunawan	Lie Moek Ming	2.2	0.9	8.0	3.4	14	金融
22	ヤン・ダルマデイ	Jan Darmadi	Fuk Jo Jan	2.2	0.9	6.2	2.6	50	不動産
23	ジャヤ	ジャカルタ州政府 / Ciputra	Tjie Tjien Hoan	2.1	0.9	2.4	1.0	12	不動産
24	サンプルナ	Putera Sampoerna	Liem Tien Pao	2.1	0.9	2.2	0.9	37	丁字タバコ
25	ラジャ・ガルーダ・マス	Sukanto Tanoto	Lim Sui Hang	2.0	0.8	5.2	2.2	14	レーヨンバルブ・農園
26	テクスマス	Marimutu Siniwasan	インド(タミール)系	1.8	0.8	5.5	2.3	33	繊維・機械
27	メトロポリタン	Ciputra / Budi Brasali Ismail Sofjan	Lie Toan Hong プリブミ	1.7	0.7	2.2	0.9	45	不動産
28	マタハリ	Hari Darmawan / リッポ	n.a.	1.7	0.7	1.6	0.7	25	小売業
29	オメトラコ	Ferry Teguh Santosa	Kang Som Tjhiang	1.6	0.7	10.9	4.6	36	アグリビジネス・貿易・不動産
30	グマラ	Sofyan Wanandi	Liem Bian Khoen	1.6	0.7	1.1	0.5	81	自動車部品・化学
34	モデルン	Samadikun Hartono	Ho Sioe Koen	1.5	0.6	4.5	1.9	64	カメラ・不動産・金融
36	ハラパン	Hendra Rahardja	Tan Tjoe Hing	1.4	0.6	4.8	2.0	8	金融・オートバイ
45	チトラ・ラムトロ・グン	Siti Hardijanti Hastuti	プリブミ：スハルト長女	1.0	0.4	3.1	1.3	50	高速道路
46	ティルタマス	Hashim Djojohadikusumo	プリブミ：スハルト姻戚	1.0	0.4	4.7	2.0	55	金融・石油化学
87	P S P	Triyono Gondokusumo	Go Twan Seng	0.6	0.3	3.0	1.3	7	金融・不動産

(出所) *Warta Ekonomi*, 8(25) 25 Nov. 1996, CISI Raya Utama[1990]ほかより作成。

上編 [1987], 三平・佐藤編 [1992: 124-156])。スハルト政権が、通商・投資面での工業化政策に加え、きめ細かい許認可権の配分によって華人を中心とする民間企業家を工業投資へと誘導した結果だったといえる。第2の功績は、持続的な企業成長の過程で企業内に専門経営者層が育ち、実務と戦略的思考の経験を積んだ人材を輩出した点である。代表例は、2001年7月に誕生したメガワティ政権の経済閣僚の要であるラクサマナ・スカルディ (Laksamana Sukardi) 国営企業担当国務相、リニ・スワンディ (Rini Mariani Sumarno Soewandi) 商工相で、それぞれリッポ銀行、アストラ・グループ持株会社の経営トップを務めた人物である。第3の功績は、企業グループが、中間投入財や原料の調達、製品の流通販売などの企業間取引関係を通じて、中小企業を含む地場資本の成長と底上げを促した点である⁽²⁴⁾。サリム・グループやシナル・マス・グループのパーム油事業に原料のオイルパーム果実を供給する小農園の成長、アストラ・グループの四輪車・二輪車事業に部品を供給する下請企業の発達がその例である (佐藤 [1995a: 378-380] [1995b], Sato [1998])。反対に、企業グループはその成長過程を通じて、政治権力や許認可権者との癒着関係、情報閉鎖性や不透明な企業会計などを批判され、インドネシアにおけるKKN (汚職・癒着・身内びいき) の温床、「悪い統治」(パッド・ガバンス) の象徴となってきた。この点が「罪」の最たる部分であろう。ポスト・スハルト体制の「改革」(レフォルマシ)の時代には、この側面での企業改革が求められることになる。

第3節 ポスト・スハルト時代における経済再建政策と所有再編

1. 銀行と企業の再建政策

32年にわたったスハルト政権時代は、1998年5月21日に幕を閉じた。その前年の1997年7月にアジア通貨危機がインドネシアに波及し、インドネシア

政府は10月31日にIMFの支援下に入ることでIMFと合意した。しかしその後、インドネシアの通貨危機は、スハルト大統領の健康不安やIMFとの対立を原因に政治危機に発展し、さらには広範な社会経済危機に深化した。スハルト政権崩壊の前後には、通貨ルピアは危機前の水準に比べて最大で80%も下落した（この間の経過について詳しくはアジア経済研究所編 [1999][2000]、佐藤 [2001] を参照）。ルピアの暴落にともなう、企業部門は、ドル建て債務の返済負担の膨脹、債務借り換えの停止、投入財輸入価格の急騰、国内需要の縮小などにより大打撃を受け、内外債務の支払い不能に陥った。銀行部門もまた、企業の財務悪化にともなう債権の不良化、ルピア防衛のための年率80%（1998年9月）にも達する高金利政策にともなう収益の悪化により、財務破綻に陥った。

通貨危機が波及して以降の経済政策は、経済再建政策、すなわちマクロ経済均衡政策と経済構造改革が中心である。IMF支援下に入ってからにはIMFの課す融資条件（コンディショナリティ）にしたがって経済再建政策が進められ、1999年初めからハビビ政権下でその実施が本格化した。経済構造改革の中心は、財務破綻に陥った銀行部門と企業部門の再建である。この再建策は、銀行・企業部門の所有構造を劇的に変化させつつあり、実質的な経済所有構造への介入政策となっている。そこで本節は、この銀行と企業の再建政策とその成果に分析の焦点を当てる⁽²⁵⁾。

インドネシアの銀行・企業部門の再建政策の特徴は、インドネシア銀行再建庁（Indonesian Bank Restructuring Agency: IBRA / インドネシア語でBadan Penyehatan Perbankan Nasional: BPPN、以下、IBRAと略称）の強力な主導のもとに実施されている点にある。IBRAは、IMFの処方箋に基づいて1998年初めに設立された大蔵相の所轄する政府機関である（2001年8月に発足したメガワティ内閣では管轄が大蔵相から国営企業担当国務相に移管された）。IBRAの主たる任務は、まず財務破綻銀行を閉鎖・再編し不良債権をIBRAに移管して銀行部門の財務健全化を図ること、次にIBRAに移管された銀行債権の回収すなわち企業の国内銀行債務の処理を進めることである。したがって、イン

ドネシアの経済再建は、企業の倒産・淘汰がやがて銀行の再編を促すという通常の過程とは逆に、銀行部門の再編が先行し、その後で企業債務の処理が進められるという過程をたどっている。

IBRAによる銀行・企業部門の再建作業はまた、スハルト体制下のミクロ経済構造が体制転換にともなって解体される過程でもある。前節でみたように、銀行・企業の上層部を支配する民間大資本の所有構造には、スハルト体制を支えた権益構造が深く関係していたからである。IBRAという政府機関の政策に、ポスト・スハルト時代のハビビ、アブドゥルラフマン・ワヒド、メガワティ・スカルノプトリの各政権の政治的意思が投影され、旧時代の経済所有構造の解体・再編という方向性を生み出している。

スハルト政権崩壊から3年半を経た2001年末現在、この経済所有構造の再編作業はなおも進行中であり、銀行・企業部門の再建後の姿はまだまだ明らかになってはいない。しかし、大きな変化の方向性としては、民間大資本の凋落、国家資本と外国資本による肩代わりという傾向を指摘することができる。以下に、IBRAによる再建策とその成果としての銀行・企業の所有構造の変化を検討する。

2. 銀行と企業グループの分離

IBRAによる再建策の第1の成果は、銀行部門の所有構造の再編である。銀行再建は、おおよそ次のような手順で進められた（詳しくは本書第8章参照）。各銀行の自己資本比率（capital adequacy ratio: CAR、リスクの度合いを加重して計算した総資産に対する自己資本の割合）と顧客数を基準に、全商業銀行を、閉鎖、再建、そのまま存続の三つに分類する。再建策には公的資本注入と国有化がある。公的資本注入の場合は、CARの改善に必要な資本の8割を政府が、2割を銀行株主が注入する。閉鎖の影響が大きい有力銀行は国有化し、数行に合併して政府が資本注入する。国営銀行は最もCARが悪いが閉鎖はせず、一部を合併し、全行に政府が資本注入を行う。再建の対象となっ

たこれらの銀行が抱える回収不能債権（270日以上の延滞債権）はIBRAに移管され、財務の改善が図られる。以上の一連の措置が一応の完了をみた2000年末までに、民間銀行67行が閉鎖、13行が国有化、民間銀行7行と国営・国有化・地方開発銀行を足した合計27行に公的資本注入がなされ、銀行総数はピーク時（1996年末）の240行から164行（2000年末）に減少した。

この銀行再編で銀行部門の所有構造がどのように変化したかを表3に示した。この表から顕著にみてとれるのは、企業グループ系民間銀行の凋落である。通貨危機直前の時点では、企業グループ系銀行は58行で、全商業銀行の

表3 銀行部門の所有構造の変化（1997年，1999年）
企業グループ系銀行の凋落

所有別部門	銀行再編前(1997年6月)			銀行再編後(1999年12月)				
	銀行数 (行)	総資産 (10億ルピア)	資産構成比 (%)	銀行数 (行)	総資産 (10億ルピア)	資産構成比 (%)		
政府部門				合計	28	613,506	78.4	
	国営銀行	7	187,085	36.9	国営銀行	5 ²⁾	365,447	46.7
				公的資本注入銀行	19 ³⁾	93,487	12.0	
				国有化銀行	4 ⁴⁾	154,572	19.8	
民間部門	合計	155	263,472	52.0	合計	70 ⁵⁾	61,089	7.8
	企業グループ系銀行 ¹⁾	58	201,939	39.8	企業グループ系銀行 ¹⁾	16	13,522	1.7
	独立系銀行	97	61,533	12.1	独立系銀行	54	47,567	6.1
外国部門	合計	41	42,765	8.4	合計	40 ⁵⁾	99,358	12.7
	外国銀行支店	10	19,247	3.8	外国銀行支店	10	63,186	8.1
	外国合併銀行	31	23,517	4.6	外国合併銀行	30	36,172	4.6
地方部門	地方開発銀行	26	13,486	2.7	地方開発銀行	14 ⁵⁾	8,294	1.1
全部門	全商業銀行合計	229	506,808	100.0	全商業銀行合計	152	782,247	100.0

(注) 1) 出所資料の株主名、CISI Raya Utama [1999] ほかより筆者が判定した。ただし、パニン・グループは銀行中心であるためパニン・バンクは独立系に分類した。

2) 公的資本注入銀行3行と、4行を統合後資本注入を実施した銀行1行を含む。残りの1行は新設銀行。

3) 民間銀行7行（うち4行が企業グループ系）と地方開発銀行12行から成る。

4) 13行の民間銀行（うち10行が企業グループ系）のうち9行を他に合併させ、4行となった。

5) 資本注入などの再建措置を受けずにそのまま存続した銀行数。

(出所) Ekofin Konsulindo [2000] をもとに筆者作成。

総資産の40%までを占めていた。民間銀行部門のなかでは、銀行数で37%、総資産では77%を占めていた。ところが、そのうちの28行が閉鎖、10行が国有化、4行が公的資本注入を受け、そのまま存続できた企業グループ系銀行はわずかに資産全体の2%を占めるにすぎなくなった。公的資本注入または国有化措置を受けた銀行は、やがては民間部門に復帰する銀行である。しかし、国有化銀行の政府持ち株分は第三者に売却される予定であり、また資本注入銀行もIBRAの監督下において企業グループ系銀行の一部は2001年にさらなる合併が図られている。

このように、銀行再編の結果、民間銀行部門の規模自体が縮小しただけでなく、その主流をなしていた銀行と企業グループの間の資本一体化構造がほぼ消失した。もともとこの現象は、1988年10月の金融自由化政策で銀行業への参入が自由化されたのを契機に、華人、プリプミを問わず、企業グループが軒並みグループ傘下に銀行を設立したことから始まっていた。この構造が、企業グループによる系列融資の横行を招いたと批判されてきた。実際、ガジャ・トゥンガル、オンコ、モデルンの各企業グループが所有する銀行（いずれも1998年8月に閉鎖され、現在、同銀行が中央銀行から受けた特別融資の全額返済を求められている。これについては後述、表5参照。）は、貸出し総額のそれぞれ90%、78%、63%をグループ内企業への系列融資に回していたと報道されている⁽²⁶⁾。経済危機を経て、企業グループのほとんどは銀行を失い、民間銀行は独立系か、複数の企業グループの共同出資形態が主流となり、銀行と企業グループの所有が分離された。

3. 国内債務企業の整理

IBRA政策の成果の第2は、国内銀行部門からの巨額の融資に依拠していた特定の企業グループの資産整理である。先に述べた銀行再建の過程で、公的資本注入・国有化銀行の回収不能債権と、閉鎖銀行の全債権がIBRAに移管された。これらの債権総額は、インドネシアの全銀行債権の約5割にあた

る256兆ルピア（2000年6月末）で、対象となる債務企業（debtor）の総数は17万3617件にのぼった。債務件数の96%（16万7000件）は1件あたり10億ルピア以下の小規模債務で、その合計額は債務総額の3%にすぎない。逆に、件数では1%（2268件）にすぎない1件あたり500億ルピア以上の大規模債務が債務総額の86%を占めている。さらに、債務企業をその株主（=債務者 obligor =企業グループ所有経営主）ごとにまとめると、21大債務者の所有する296社が債務総額の30%、50大債務者が45%までを占めていた。ごく一握りの債務者が巨額の銀行融資を獲得し、その他の膨大な数の債務者は小規模な借入れであったという二重構造がここから浮かび上がる。表4に21大債務者の概要をまとめた。表にみるとおり、上位11人の債務者のうち8人までがスハルト元大統領の三男・次男をはじめとするスハルトと近い関係にある企業家であった。8人の内訳は、プリプミ4人、華人3人、インド系1人で、プリプミの比率が高いのが特徴である。企業グループとしては、中規模または新興のグループが多かった。また、貸し手を見ると不良化した債務総額の54%が国営銀行によって融資されていた。

こうして、1990年代の好況期に国内銀行部門から巨額の融資が特定企業グループに供与されていた実態が初めてデータの裏づけをもって明らかになった。とりわけ、スハルト政権の権力中枢にアクセスをもつ企業家が適正な審査を経ずに、とくに国営銀行からの大口融資を集中的に取得していたのである。

IBRAは、これらの重債務企業グループを重点的な債務返済交渉の対象に据え、資産の整理を迫った。IBRAによる主要な債務処理の手段は、現金・資産売却による返済、返済繰り延べ、債務の株式・転換社債への転換である。しかし、返済交渉に「非協力的」とみなされた債務者に対しては、民事訴訟または破産訴訟の提訴⁽²⁷⁾、資産接収、さらには債務者拘束制度（lembaga paksa badan、債務者の収監を裁判所に要請できる蘭印時代の制度を復活させたもの）を行使できる権限が与えられている。たとえば、オンコ・グループや、ダルマラ・グループの創業者の三男が経営するPSPグループの債務は大部分

表4 返済不能国内債務を保有する21大債務者(2001年11月末現在)

企業グループ名	主たる所有経営主	返済不能 債務額 (兆ルピア)	債務 企業数 (社)	IBRAとの 合意率 (%)	法廷 係争率 (%)	主要事業	売上げ 順位 (1996年)	所有経営者の特徴 (C:華人,P:プリブミ,I:印僑)
1	テクスマコ	マリムトゥ・シニヴァサン	17.3	17	99.9	-	繊維・機械	28 I スハルトに近い
2	バリト・パシフィック	ブラヨゴ・パンゲストゥ	8.6	18	93.4	-	合板	15 C スハルト・長女に近い
3	フンブス	フトモ・マンダラ・プトラ(トミー)	6.0	19	41.9	54.3	天然ガスなど	17 P スハルト三男
4	ポブ・ハサン	モハマド・ハサン	6.2	15	99.7	-	合板	7 C スハルトの朋友
5	バクリ	アプリザル・バクリ	6.1	24	71.0	-	鋼管・不動産	20 P スハルト家に近い
6	P S P	トリヨノ・ゴンドクスモ	4.2	15	13.0	76.7	不動産	79 C ダルマラ・グループ三男
7	ティルトマス	ハシム・ジョヨハディクスモ	4.3	12	66.4	29.3	セメント・化学	44 P スハルト姻戚
8	ナバン	ヘンリ・ブリバディ	3.6	16	92.4	1.1	石油化学	47 C サリム・グループ共同事業者
9	ティルトブミ	ムルトモ・パスキ	2.9	1	-	-	高速道路	- C
10	ジャヤンティ	ブルハン・ウライ	2.9	8	100.0	-	合板・養殖	48 C
11	ピマンタラ	バンバン・トリハトモジョ	3.2	10	65.4	19.9	放送・自動車	6 P スハルト次男
12	ラジャ・カルダ・マス	スカント・タノト	2.6	10	96.3	-	紙ハルブ	24 C
13	バハナ	国営企業	2.9	6	98.8	-	ベンチャー投資	- 国営企業
14	ダルマラ	スハルゴ・ゴンドクスモ	3.0	29	22.8	69.3	貿易・不動産	13 C 中国生まれ華僑
15	オンコ	カハルディン・オンコ	3.7	19	6.7	81.3	金融・不動産	9 C ポブ・ハサンが資本参加
16	グヌン・セウ	ダスキ・アンスプロト	3.4	16	89.6	-	不動産・農園	59 C ダルマラと姻戚
17	ダナモン	ウスマン・アドマジャヤ	3.1	17	94.3	-	金融・不動産	23 C スハルト, サリムに近い
18	ヌグラ・サンタナ	ボンチョ・ストウオ	2.2	6	24.2	75.8	不動産	35 P 元プラタミナ総裁長男
19	コデル	スゲン・サルヤディ	1.0	4	94.0	-	不動産	109 P プリブミ企業家数人の出資
20	ラジャワリ	ビートゥル・ソングダク	2.9	11	97.1	-	観光・通信	43 C
21	アルゴ・マヌガル	テ・ニンキン	2.1	23	100.0	-	繊維	12 C 日系企業多数
21大債務者合計 (全体に占める割合: %)		91.7 (29.5)	296	74.5	16.6			
50大債務者合計 (全体に占める割合: %)		139.8 (45.0)		58.4	14.0			
債務合計額		310.7 (100.0)		32.2	10.4			

(出所) IBRA [Dec. 2001], 同ホームページ (<http://www.ibra.go.id>) ほかより作成。

が法廷に持ち込まれ、ダルマラ・グループに対しては創業者や長男に対する債務者拘束、一部資産の差し押さえが実施された。一連のIBRAの作業を通じて、スハルト政権後半期に政治権力、国営銀行、特定プリブミ・華人大資本の間に発達してきた銀行融資を通じた癒着構造が解体されつつある。

4. 有力華人企業グループの解体

IBRAの再建作業の第3の成果は、いくつかの有力華人企業グループの解

体である。IBRAは、以上にみた銀行再建、企業債務の処理のほかにも、もう一つの任務を負っている。それは、経済危機のなかで銀行の取りつけ騒ぎが起きた際に、中央銀行から流動性支援特別融資（Bantuan Likuiditas Bank Indonesia: BLBI）を受けた銀行の株主にその融資を全額返済させることである。ハビビ政権は1998年、巨額の中銀特融を受けた後に閉鎖または国有化された8銀行の9株主に対して、その中銀特融を4年以内に全額現金または資産売却収入で返済させることを決定し、各株主と返済契約を締結した。これら銀行株主は企業グループの所有経営主でもある。IBRAは彼らに返済額に相当する企業グループ資産を提出させて管理下におき、これら資産をIBRAを通じて売却し、売却収入を国庫に返済するという仕組みである。

ハビビ政権によってなされたこの決定は、債務削減や返済繰り延べを認める21大債務者らの企業債務処理よりも、はるかに厳しい措置である。それは、これら銀行株主に対して違法行為の可能性 企業グループ内の系列融資規制に違反していたり、中銀特融を債務返済などの流動性補填以外の用途に充てたりしたなど を問わない代わりに、期限内に全額を国庫に弁済させるという考え方によっていた。しかし、厳しい措置の背景には、その対象者が有力華人企業グループの所有経営者であり、しかもスハルト時代の華人政商の象徴的存在であったインドネシア最大規模のサリム・グループが含まれていたことがあったと考えられる。

表5にこの措置の主な対象となった8銀行9株主を掲げた。9人の株主が返済すべき中銀特融額は合計113兆ルピアで、上述の21大債務者の債務合計額92兆ルピアを上回る規模である。彼らは自らの企業グループ資産の大部分、企業数にして合計228社における所有株式をIBRAの管理下に入れた。9人のうち7人が華人、2人がプリプミである。2人のプリプミは、サリム・グループの創設時からの共同事業者であり、そのうちスドウィカトモノはスハルト元大統領の従弟である。すなわち、9人全員が華人企業グループの所有経営にかかわる者である。企業グループとしてみた場合、サリム、ガジャ・トゥンガル、オンコ、ボブ・ハサンの各グループは、経済危機前の企業グルー

表5 中央銀行特別融資の返済を義務づけられた企業グループと債務額・返済額(2000年末)

中央銀行特別融資の返済が義務づけられた民間銀行	企業グループ名 ¹⁾	銀行株主名 ²⁾ (企業グループ 所有経営主)	債務総額 (兆ルピア)	元本返済	売却予定	IBRA管理 持株会社名
				完了額 (2000年末 兆ルピア)	企業数 (社)	
Bank Central Asia (BCA)	サリム	Soedono Salim	52.6	3.1	108	PT. Holdiko Perkasa
Bank Dagang Nasional Indonesia(BDNI)	ガジャ・トゥンガル	Sjamsul Nursalim	28.4	-	12	PT. Tunas Sepadan Investama
Bank Danamon	ダナモン*	Usman Admadjaja	12.5	0.6	27	PT. Bentala Kartika Abadi
Bank Umum Nasional (BUN)	オンコ*	Kaharuddin Ongko	8.3	-	21	PT. Arya Mustika Mulia Abadi
同上	ポップ・ハサン	Mohammad Hasan	5.3	0.02	30	PT. Kiani Wirudha
Bank Modern	モデルン*	Samadikun Hartono	2.7	0.05	10	PT. Cakrawala Gita Pratama
Bank Surya	スペントラ	Sudwikatmono **	1.9	0.6	6	-
Bank Risjad Salim International(RSI)	リシャドソン	Ibrahim Risjad **	0.6	0.2	4	-
Bank Hokindo	ホキンド*	Hokiarto	0.3	-	10	PT. Hoswarya Persada
合計			112.6	4.7	228	

(注) 1) *印は返済義務づけ額に相当する資産をIBRAに提出できず追って資産を積み増す契約をした銀行株主(契約形態はMRNIA:Master of Refinancing and Notes Issuance Agreement), その他は返済額相当の資産をIBRAに提出した銀行株主(契約形態はMSAA:Master of Settlement and Acquisition Agreement)。

2) **印の2人を除く7人は華人。2人のプリブミはサリム・グループの創設時以来の共同所有経営者。Sudwikatmonoはスハルト大統領の従弟。

(出所) IBRA[2001]より作成。

ブ売上げ上位10位以内に入る規模であった(表2参照)。サリム所有のセントラル・アジア銀行(BCA), ダナモン所有のダナモン銀行は2大民間銀行であり, 2行だけで民間銀行部門の総資産の25%を占めていた(1997年6月)。スハルト時代に地歩を築いた華人大資本の一角を占めるこれら有力グループは, 中核銀行を失うのみならず, 企業グループとしてもほぼ原型をとどめないまでに解体されることになった。

表6は, これら企業グループ資産の売却状況を示したものである。2001年12月末までに37件の売却案件があったが, そのうちの29件, 売却額の93%までがサリム・グループの資産であった。サリム・グループは, 返済すべき中銀特融の額が突出して大きい。全体の47%にあたる53兆ルピアを返済するために, グループ企業108社の持ち株をIBRAに提出し, それが順次売却されている。主要な売却先としてあげられるのは, (1)香港のグループ統括会社ファースト・パシフィック社の香港証券市場への売却にみる株式市場への売却,

表6 中銀特融返済のための銀行株主資産の売却状況(2001年12月末)

売却時期	売却された企業名	企業グループ名	事業内容	売却先	売却額			
					ルビア 換算額 (bil)	ルビア (bil)	米ドル (mil)	HKドル (mil)
1 1999	PT Pacific Indomas Plastic Indonesia	サリム	米國との合併ポリスチレン製造	Dow Chemical (米: 合併相手)	32	-	4	-
2 1999	PT Standard Toyo Polymer	サリム	日との合併PVC樹脂製造	三井物産・東ソー(日: 合併相手)	114	-	15	-
3 1999	PT Gatari Air Services	ボブ・ハサン	チャーター航空機サービス	n.a.	20	-	3	-
4 1999	PT Indo American Ceramics	オンコ	陶器	n.a.	39	-	6	-
5 1999.7	PT Indofood Sukses Makmur	サリム	イ最大の食品会社	海外FM First Pacific	380	380	-	-
6 2000.3	PT Astra International Tbk.	ガム/ガモン/リアドノ	アストラ・グループ持株会社	C&C Ltd. (シンガポール)	2,948	-	389	-
7 2000.8	BCA building	サリム	銀行本社ビル	Keppel Land Ltd. (シンガポール)	280	280	-	-
8 2000.8 / 10	First Pacific	サリム	香港企業 / 海外事業統括	一般投資家 (香港証券取引所)	581	-	69	-
9 2000.9	PT Karimun Granite	サリム	花崗岩採掘	PT Pendawa Sempurna (元株主)	22	22	-	-
10 2000.9	PT Salim Rengo Containers	サリム	段ボール箱製造	レンゴー(日: 合併相手)	204	204	-	-
11 2000.11	PT Danamon Usaha Mobil & Lestari	ダナモン	自動車金融	n.a.	58	58	-	-
12 2000.11	QAF Ltd.	サリム	シンガポール企業 / 食品製造流通	QAF社長 / Qualif (シンガポール)	191	-	-	36
13 2000.11	Salim Oleochemical Group	サリム	パーム油脂化学7社	PT Bhakti Investama (国内)	1,143	-	127	-
14 2000.11	Indomilk Group	サリム	乳製品2社	NV Marison (蘭: 合併相手)	400	400	-	-
15 2000.11	PT Indomiwon	サリム	韓國との合併グルタミン酸調味料	Daesang (韓: 合併相手)	80	-	9	-
16 2000.11	Mosquito Coil Group	サリム	蚊取り線香5社	Reckitt Benckiser Plc (英)	610	610	-	-
17 2000.12	Kavling Tanah Cinere	オンコ	住宅開発	n.a.	1	1	-	-
18 2000.12	PT Asuransi Aetna Life Indonesia	ダナモン	生命保険	PT ING Insurance (国内)	12	12	-	-
19 2000.12	PT Landbanks Properties	モデルン	不動産開発	n.a.	8	8	-	-
20 2000.12	PT Danamon Sanatel	ダナモン	電話通信業	PT Gemawidia Statindo Komputer (国内)	39	39	-	-
21 2001.2	PT Citicon Griya Nugraha	モデルン	住宅開発	n.a.	6	6	-	-
22 2001.2	First Pacific	サリム	香港企業 / 海外事業統括	一般投資家 (香港証券取引所)	94	-	-	67
23 2001.3	Salim Palm Plantation Group	サリム	オイルパーム農園 25社	Kumpulan Guthrie (マレーシア)	3,647	-	368	-
24 2001.3	PT Indocoal	サリム	炭坑開発	PT Centralink Wisesa Int'l (国内)	472	-	46	-
25 2001.4	PT Indocement Tunggal Perkasa	サリム/スルヤ	イ最大のセメント会社	Heidelberger Zement AG(独)子会社	1,080	605	44	-
26 2001.4	PT Indomarco Prismatama	サリム	食品・消費財流通	PT Bhakti Asset Management (国内)	162	162	-	-
27 2001.5	PT Indopoly Swakarsa Industries	サリム	ポリプロピレン・フィルム製造	Jefflyne Golden Holding (シンガポール)	321	-	29	-
28 2001.5	Yunnan Kuniene	サリム	ポリプロピレン・フィルム製造(中国)	Jefflyne Golden Holding (シンガポール)	158	-	14	-
29 2001.6	PT Kerismas Witikko Makmur	サリム	亜鉛鉄板製造	PT Sentralindo Bumi Persada (国内)	297	297	-	-
30 2001.11	PT Indosiar Visual Mandiri Tbk	サリム	民間テレビ放送	PT TDM Aset Manajemen (国内)	755	755	-	-
31 2001.11	PT Gumindo Perkasa Industri	サリム	海藻加工(カラギナン製造)	Ridwan Soeriyadi (現株主)	17	-	2	-
32 2001.11	PT Poli Contindo Nusa	サリム	ドラム缶製造	PT Kerismas Witikko Makmur (国内)	50	50	-	-
33 2001.11	Guandong Jiangmen ISN	サリム	板ガラス製造(広東省江門市)	Feature Technology Ltd. (シンガポール)	286	-	34	-
34 2001.11	PT Riau Industrial Estates	サリム	パタム、ピンタン島工業団地	PT Dwi Sinergi Utama (国内)	710	710	-	-
35 2001.12	PT Yakult Indonesia Persada	サリム	乳酸飲料製造	ヤクルト(日: 合併相手)	60	60	-	-
36 2001.12	Sulfindo Group	サリム	ビニールアルカリ(石油化学)製造	Durability Enterprise Ltd. (香港)	345	-	41	-
37 2001.12	PT Indomobil Sukses Int'l	サリム	四輪車・二輪車製造販売	Trimegahコンソーシアム(国内)	625	625	-	-
				合計売却額	16,247	5,284	1,199	103

(出所) 銀行再建庁 (IBRA) 月報各月号, 同ホームページ (<http://www.ibra.go.id>) ほかより作成。

(2)日本、アメリカ、オランダ、韓国などの合併事業のパートナーによる株式買い取り、(3)BCA本社ビルや中国での板ガラス事業のシンガポール企業による購入、パーム農園事業のマレーシア企業による購入、インドネシア最大のセメント会社インドセメント社のドイツ企業による購入などにみる、公開入札で新たに参入したアジア・欧州資本による資産購入、(4)国内に新設された投資会社、資産管理会社（危機の打撃が少なかったインドネシアの中規模企業グループと外国投資家とのパートナーシップからなる例が多い）による資産購入、そして(5)食品会社インドフード社とシンガポールのグループ統括会社の例にみる、サリムによる間接的買い戻し、である。このうち、(1)の海外証券取引所への売却と(2)、(3)を合わせた外国資本による資産購入は、購入額全体の77%を占めていた。

他のグループに比べ、サリム・グループの解体過程には次の特徴が顕著である。第1に、サリム・グループ傘下のBCAが中銀特融を受けるにいたった経緯はきわめて政治的であった。BCAは支店数、サービス自動化率、情報技術力、経営力において業界をリードする有力銀行であったにもかかわらず、創業者リム・スイウリョンのスハルトとの距離の近さ、スハルトの長女・長男がBCAの株主である事情から、スハルト辞任の翌日から大規模な取りつけ騒ぎが起きたために中銀特融を受けざるをえなかった。第2に、サリム側による資産の買い戻しには、国会、政党、中央銀行、閣僚やIBRA幹部からも強い抵抗が示される。サリムがIBRAから資産を買い戻すのは、本来ならば債務即時返済に充てるべき現金の余剰があることを意味しており、契約上、経済法制度上の問題はなくとも、道義的に問題があるとする声が強くと、サリム側が予定していた公開入札への参加を断念したこともあった。こうした動きは、スハルト時代の華人コングロマリットを復活させまいとするプリプミ・ナショナリズムの表れ、さらにはサリム・グループの裏に見え隠れするスハルト家のビジネスの復活に対する抵抗とみることができる。

表7 主要企業グループの債務額と再編状況（2001年）

売上順位	企業グループ名	所有の変化	国内債務（兆ルピア）（社）		対外債務 推定額（億ドル） （1997年末）	グループ内銀行 に対する処遇 ³⁾	再編状況
			返済不能 銀行債務 ¹⁾	中銀特融返済額 と売却予定企業数 ²⁾			
1	サリム	大部分がIBRA管理下	0.6	52.6 (108)	55.0	国有化	中銀特融返済のため資産売却中
2	アストラ	C&C（シンガポール）が落札	0.4	-	51.0	資本注入後合併	対外債務繰り延べ決定 / 子会社の日本側出資増
3	シナル・マス	紙八部門IBRA管理下へ	0.7	-	38.0	資本注入	対外債務（2000年末に120億ドル）により資産売却
4	グダン・ガラム		-	-	n.a.	存続	問題なし
5	リッポ		0.6	-	32.0	資本注入	
6	ピマンタラ		* 3.1	-	5.0	閉鎖	IBRAとの国内債務交渉一部未決
7	ガジャ・トゥンガル	大部分がIBRA管理下	* 1.5	28.4 (12)	30.0	閉鎖 / 閉鎖	中銀特融返済のため資産売却中
8	オンコ / ボブ・ハサン	大部分がIBRA管理下	* 2.7	13.7 (51)	n.a.	閉鎖	中銀特融返済のため資産売却中 / 破産訴訟
9	ジャルム		0.2	-	n.a.	存続	
10	ロダマス		-	-	10.5	-	問題なし
11	ヌサンバ / ボブ・ハサン		* 5.2	-	17.0	資本注入 / 存続	スハルトの公訴は棄却 / ボブ・ハサンは有罪・収監
12	カルベ・ファルマ		0.2	-	n.a.	-	
13	ダルマラ		* 2.7	** 0.2	6.5	閉鎖	「非協力的」なため債務者拘束 / 破産訴訟
14	アルゴ・マヌンガル		* 1.9	** 0.1	32.0	閉鎖 / 存続	内外債務繰り延べ
15	バリト・バシフィック	IBRA出資会社化	* 8.4	-	4.5	閉鎖	大型石化案件の内外債務株式転換
16	マスピオン		0.0	-	n.a.	存続	問題なし
17	バクリ	持株会社は外資化	* 6.0	-	15.0	国有化	対外債務の株式転換で資産大幅喪失 / 国内債務繰り延べ
18	フンプス	トミーの所有離脱	* 5.7	-	4.0	-	資産で返済 / トミー不正容疑、グループとして存続不能
19	ダナモン	大部分がIBRA管理下	* 3.0	12.5 (27)	18.0	国有化	中銀特融返済のため資産売却中
20	ベルチャ		-	-	n.a.	-	問題なし
21	パニン		0.4	-	n.a.	存続	
22	ヤン・ダルマデイ		0.0	-	n.a.	-	問題なし
23	ジャヤ		0.1	-	n.a.	閉鎖 / 国有化	
24	サンプルナ		-	-	3.5	危機前に売却	問題なし
25	ラジャ・ガルダ・マス		* 2.7	-	5.0	閉鎖	内外債務繰り延べ合意 / 環境問題で工場閉鎖
26	テクスマコ	IBRA出資会社化	* 17.3	-	15.0	閉鎖	国内債務の株式転換（特別長期返済）
27	メトロポリタン		1.2	-	n.a.	-	
28	マタハリ		0.1	-	n.a.	-	
29	オメトラコ	一部IBRA管理下	0.9	-	n.a.	国有化	
30	グマラ		0.6	-	n.a.	閉鎖	
34	モデルン	大部分がIBRA管理下	1.0	2.7 (10)	n.a.	閉鎖	中銀特融返済のため資産売却中 / 債務の株式転換
36	ハラバン		0.0	-	n.a.	閉鎖	銀行閉鎖でグループとしての存続不能に
45	チトラ・ラムトロ・グン	一部IBRA管理下	* 0.9	** 0.2	6.0	閉鎖	一部資産接収 / トットゥット不正容疑で取り調べ
46	テルタマス	一部IBRA出資会社化	* 3.9	-	20.0	国有化 / 閉鎖	大型石化案件の内外債務株式転換 / 破産訴訟
87	P S P		* 4.9	** 3.0	n.a.	閉鎖	「非協力的」なためIBRAとの交渉未決 / 破産訴訟

（注）1） *印は21大債務者を指す。

2） * *印は2000年10月に追加的に決定された中銀特融返済の対象となる銀行を所有していることを指す。

3） 二つの措置が併記されている場合は、銀行が2行あることを示す。

（出所）IBRA[2001]、Kompasほか各種資料より作成。

5. 凋落する民間大資本，伸長する国家資本と外国資本

表7は，表2で掲げた企業グループについて2001年時点での傘下銀行・企業の再編状況をまとめたものである。表から次の点を指摘することができる。

第1に，ほとんどの上位企業グループがグループ銀行を失った。再編前は，表中の35グループ中28グループが1行以上の銀行を保有していたが，再編後に銀行業をグループの主要事業として残せるのはパニン，リッポくらいである。ただし，リッポ銀行は資本注入銀行としてIBRAの監督下にあることから，政府主導の銀行合併によってグループ事業としての意味を失う可能性がある。グダン・ガラム，ジャルム，マスピオンの各グループは小規模銀行を存続させているが，グループにとっても銀行業界にとっても周縁的な位置づけでしかない。このように，企業グループと銀行業との所有の分離現象がここからも再確認できる。

第2に，6位から19位までの企業グループに21大国内銀行債務者の約半数が集中しており，これらのグループはグループ資産の整理を迫られている。創業者トミーが所有から離脱し，企業グループの形態を保持しえなくなったフンプスを筆頭に，ピマンタラ，ヌサンバといったスハルト家のビジネスの地位は凋落している。IBRAから「非協力的」とみなされたダルマラ，PSPもグループ事業の存続が困難な状況である。一方，大型素材・資本財事業を抱えるバリト・パシフィック（エチレン・センターのチャンドラ・アスリ社），テクスマコ（機械工業），ティルトマス（オレフィン・アロマティック・センター事業）の3グループは，アブドゥルラフマン・ワヒド政権下で事業を存続させる政府の方針に基づいて債務の株式転換・長期繰り延べ措置が講じられた。しかし，それ以外のグループ事業は大幅に縮小している。

第3に，上位の企業グループほど資金コストの低い海外借入れに依存していたため，対外債務の処理の成否がグループ存続の明暗を分けた。成功例はアストラ・グループである。外国債権団との債務削減・繰り延べ交渉を合意

に持ち込んだうえ、グループの非コア事業の売却、コア事業である機械工業（トヨタ、ダイハツ、日産ディーゼル、いすゞの四輪車、ホンダの二輪車、日本電装、昭和製作所などの自動車部品、コマツの重機、富士ゼロックスの事務機など）における日系合弁企業の日本側パートナーによる株式購入・増資などによって、事業と財務の再編を進めた。反対に、紙パルプとパーム油という強い国際競争力をもつ輸出事業を中核とするシナル・マス・グループは、国際商品価格の低下を契機に対外債務に依拠した紙パルプ部門の多国籍化路線が裏目に出て、財務破綻に陥った。公的資本注入を受けたシナル・マス・グループ傘下の銀行インターナショナル・インドネシア銀行（BII）がグループ内の紙パルプ企業に貸し出しており、その債権が不良化したことから、IBRAが問題処理に乗り出した。結局、同グループの紙パルプ事業の多くはIBRAの管理下で再建策が講じられる見通しである。バクリ・グループも対外債務の株式転換の結果、農園、電話通信などの収益性の高い優良事業のほとんどが外国債権団の所有下に移管された。

第4に、中央銀行特別融資の返済を義務づけられた企業グループは、前述のとおり、グループ事業のほとんどを売却せざるをえなくなった。

以上の四つを主要な契機として、スハルト時代を通じて成長を続け、1990年代に開花したインドネシアの企業グループは大きく凋落することになった。経済所有構造における国内民間大資本の大幅な後退である。

同じ傾向は、上場企業の所有構造の変化にも現れている。表8は、ジャカルタ証券取引所の上場企業をその最大株主によって国内民間企業、外資企業、国営企業に3分類し、その所有別構成を1996年と1999年で比較したものである。表から次の点が明らかである。

第1は、すべての指標における国内民間企業の構成比の低下である。大規模民間企業グループの凋落と軌を一にした変化である。第2は、外資企業の構成比の上昇である。資産の構成比はそれほど上昇していないのに比べて、売上高と従業員数の構成比の上昇は顕著である。事業効率の向上、豊富な労働力の利用をとまなう外資企業の躍進、あるいは地場民間企業の外資企業化

表8 上場企業の所有別構成の変化(1996年, 1999年)

所有別区分	企業数 (社)		売上高 (10億ルピア)		純利益 (10億ルピア)		資産 (兆ルピア)		従業員数 (人)	
	1996	1999	1996	1999	1996	1999	1996	1999	1996	1999
国内民間企業	184	221	92,958	169,391	8,869	3,336	283	405	578,640	689,480
外資企業	33	46	12,560	37,659	1,016	-5,157	19	63	60,061	417,148
国営企業	6	12	13,002	38,412	2,752	-23,092	62	242	53,396	123,758
合計	223	279	118,520	245,461	12,637	-24,913	364	710	692,097	1,230,386
[構成比(%)]										
国内民間企業	82.5	79.5	78.4	68.8	70.2	-14.8	77.8	56.0	83.6	55.7
外資企業	14.8	16.4	10.6	15.4	8.0	20.9	5.2	9.1	8.7	34.1
国営企業	2.7	4.1	11.0	15.8	21.8	93.8	16.9	35.0	7.7	10.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 国内民間企業と外資企業の区別は、最大株主が国内企業・投資家か外国企業・投資家かによって判別した。インドネシアの投資法に基づく国内投資企業(PMDN)、外国企業(PMA)とは必ずしも一致しない。

(出所) ECFIN[1999] 2000より集計。

が進展していることが示されている。第3は、国営企業の構成比の上昇である。ここには、国有化または公的資本注入を受けた民間銀行が含まれている。国営企業の構成比は、外資企業とは違って、売上高よりも資産で顕著に上昇している。経済再建政策の進展にともなう経済所有構造の変化の方向性は、民間資本から外国資本・国家資本へのシフトであることが、上場企業部門にも現れている。

経済危機と政治変動の試練を超えて、どのような民間大資本が存続しうるだろうか。さしあたり次の二つのタイプをあげることができる。一つは、先の四つの契機からの打撃が小さかった、すなわち内外の債務依存度が低く、多角化の度合いが比較的良かった企業グループである(表7「再編状況」列の「問題なし」のグループ)。丁字タバコのグダン・ガラムやアルミ製品のマ

スピオンが代表例である。丁字タバコのジャルム、銀行のパニン、電機製品輸入のベルチャ、化学品輸入のラウタン・ルアスのように、IBRAによる売却資産の買い手として名乗りをあげている企業グループは、このタイプから出てきている。

しかし、より注目すべきもう一つのタイプは、試練を自らの企業経営能力によって乗り切った企業グループである。アストラ・グループの例が示すように、立ち直りの成否を決める重要な要素は、たとえば、自ら事業再編計画、財務改善計画を練り、早期に内外債務を処理し、財務・経営に関わる組織整備・体質改善・人材強化を図り、積極的に外国の資本やノウハウを取り入れるなどの自己変革能力である。サリム・グループのように事業と経営内容に問題はなくても政治的要因を主因として凋落した例を除けば、大方の企業グループにとって経済危機は企業家としての、あるいは企業組織としての経営能力を試される機会であったといえる。1990年代の好況期には、内外金融市場からの資金調達機会の拡大、グループ銀行の設立機会の拡大、銀行と大資本の系列化にともなう資金運用の簡便化、民活プロジェクトや輸入代替の深化などの利権の取得機会の拡大などの「恵まれた」企業経営環境が出現した。こうした環境のなかで企業経営能力を弱体化させた、あるいはもともと経営能力をともなわずして成長が可能であった地場民間大資本が、華人、プリブミの別を問わず、大規模な形で淘汰されつつあると捉えることができる。その意味で、現在IBRAが主導する銀行・企業再建策にともなう大資本再編は、スハルト体制下における政治権力と資本の癒着構造の解体を超えて、企業経営能力を基準とした資本の淘汰という意味をももつものであろう。

第4節 所有再編の現状と政策課題をどう捉えるか

ポスト・スハルト時代の最初の3年半に、経済所有構造には、民間大資本の凋落、国家資本と外国資本による肩代わりという傾向が現れた。これは、

IMF政策の一環としての経済構造改革の成果と、政治体制の転換にともなう経済構造の変化とが重なってもたらされた現象だとみることができる。IBRAという政府機関が、そのいずれもの流れを受けて銀行・企業再建政策の実施者となっている。

そのIBRAは、政府機関であると同時に、政治的機関である。IBRAが実施する政策の形成過程にさまざまな政治アクターが参加し、それぞれの政治的意思が反映されるからである。その意味で、IBRA政策は政治の産物である。IBRAと所轄の大臣が中心になって立案した政策は、経済担当調整大臣を長とする金融部門政策委員会（Financial Sector Policy Committee: FSPC、インドネシア語でKomite Kebijakan Sektor Keuangan: KKSK）、大統領、IBRA監視のための各機関ばかりでなく、国会・政党勢力、そしてIMFの承認・調整を経なければならぬ。ポスト・スハルト時代におけるこのような政策形成過程は、インドネシア史の過去のいずれの時期に比べても複雑化しているといえる。

IBRAを中心とした所有再編問題において、政策判断の第1の鍵となっているのは、スハルト時代の民間大資本の一部をいったん国家資本にシフトさせた後、それをどこまで外国資本に代替させるかという点である。IBRAを取り巻く政治アクターの間には、大まかにいって、優れた企業経営能力と専門性を有する外資の導入によって銀行・企業経営の抜本的な質的改善を図ろうとする外資導入派と、外資依存に抵抗を示すナショナリズム派とがせめぎ合う構図が現れている。ただし両派とも、スハルト家と特定の政商的企業家を中心とした旧権益構造を払拭して経済面の「改革」を推進しようとする立場では一致しているようにみえる。

外国資本という選択肢の反対の極に位置づけられるのが、プリブミ資本である。プリブミ資本という選択肢のなかにはさらに、国家資本がそのまま所有の中心になるか、それとも民間プリブミ資本を前面に立てた資産管理会社の形態をとるかの選択肢があろう。国家資本か民間プリブミ資本かという選択問題はまさにスカルノ時代のそれであり、いずれが選択されるにせよ、その底流にはインドネシア経済の初期条件に規定された根強い排外主義的経済

ナショナリズムが流れている。反対に、もし外国資本を銀行・企業再建の突破口にしようとする政策に舵が切られれば、それはインドネシア経済史においてもほとんど先例のない試みとなる。その両極の選択肢の間に位置するのが、スハルト時代に持続的な資本蓄積の主体となった華人資本の再活用である。華人大資本をどこまで再活用するかが政策判断の第2の鍵となる。実際には、政治変動と経済危機からの打撃が小さく資金余剰のある華人資本を、外国資本や民間プリブミ資本と組み合わせる形で再活用するのが現実的な選択肢であろう。さらに進んで、経済危機を自らの企業経営能力によって克服した華人企業グループを、産業競争力の源泉として効果的に活かすことができるかどうか、今後のインドネシア経済の再生シナリオを左右することになる。

インドネシア経済を取り巻く環境は、地域経済統合の進展、企業活動のグローバル化、中国企業の急速な台頭を考えれば、スハルト時代とは比較にならないほど競争的になっている。インドネシアの産業競争力の強化という観点から所有再編のあるべき方向性を描くとすれば、それは、この機会に高い専門性と競争力をもつ優良な外国企業をできるだけ呼び込み、その周囲に危機を克服した華人企業グループ、中小企業を含む民間プリブミ資本を活性化させることであろう。国家資本による肩代わりは、銀行・企業ともに時限的な措置にとどめるべきである。この重要な時期に経済所有構造への介入政策を策定するにあたって、インドネシア政府は、短期的な政治利害や経済ナショナリズムを制御し、中長期的な産業の競争力と生産性向上の観点に立って、企業経営能力を基準にした政策の選択ができるか、経済合理的な政策判断を下すことができるか、今こそ「政府の能力」を問われているのである。

〔注〕

- (1) 伊藤・清野・奥野・鈴木 [1988: 3-4] は、産業政策を「一国の産業（部門）間の資源配分、または特定産業（部門）内の産業組織に介入することにより、その国の経済厚生に影響を与えようとする政策」と定義している。
- (2) ただし、政府内にはオランダ支配を受容する立場と、インドネシア化を重

視する立場との間に対立がみられた。前者の代表はシャフルディン・ブラウイラスガラ (Sjafruddin Prawiranegara: 1950~51年蔵相, 1951~58年インドネシア銀行初代総裁, マシユミ党) であり, 後者の立場をとるスミトロ・ジョヨハディクスモ (Sumitro Djohadikusumo: 1951年商工相, 1952~53年, 1955~56年蔵相, インドネシア社会党) と論争を展開した。やがて後者の立場は, 1953年以降のより民族主義的なインドネシア国民党内閣に受け継がれる。この点に関する議論の整理は, Glassburner [1971: 71-82] を参照。

- (3) ベンテン計画については, Glassburner [1971], Thomas and Panglaykim [1973], 佐藤 [1985], より包括的なこの時期の経済政策史は, Sutter [1959] を参照。
- (4) ヌガラ・インドネシア銀行 (Bank Negara Indonesia: BNI) は当初中央銀行となる予定で設立された。しかし, オランダのジャワ銀行 (De Javasche Bank) が1951年に対価を支払って国有化され中央銀行となったため, BNIは外国為替業務と輸入業への融資を扱った。工業部門への融資・投資を行う目的で1951年に設立された国営銀行インドゥストリ・ヌガラ銀行 (Bank Industri Negara: BIN) とともに政府融資の中心を担った。
- (5) 1930年代に輸入業に参入しベンテン計画期に小農園や工業にも進出したスマトラ商人のダサアド (Dasaad), ラフマン・タミン (Rahman Tamin), ベンテン輸入業者から出発してその後事業拡大に成功したハシム・ニン (Masagoes Noer Moehammad Hasjim Ning), スダルポ (Soedarpo Sastrosatomo) などが代表例である (Robison [1986: 51-57], 佐藤 [1985: 88-89])。
- (6) その廉で当時のイスカク (Iskak) 蔵相は1960年に5カ月の実刑判決を受けた。Pos Indonesia, 1960年7月6日, Keng Po, 1960年2月16日, Thomas and Panglaykim [1973: 49]。
- (7) この時期の国有化過程と国営企業については, Thomas and Panglaykim [1973: Chapter 3], Castles [1965], 永井 [1963], 松尾 [1963], スハルト政権期にいたる国営企業についてはPangestu and Habir [1989], 三平・佐藤編 [1992: 103-123, 384-407] を参照。
- (8) インドネシア社会主義は, インドネシア革命が達成された後に実現する, 民族, 政治, 経済, 社会, 新しいインドネシア人間像の形成という広範な面に及ぶ国家像として捉えられている。この点は, 1963年のスカルノの演説「社会主義は天から降ってくるものではない」を参照 (日本国際問題研究所編 [1973: 218-225])。経済的側面におけるインドネシア社会主義については, スカルノは1963年の「経済宣言」(Deklarasi Ekonomi) のなかで基本的戦略を説明している (Departemen Penerangan [1965], 日本国際問題研究所編 [1973: 205-216])。インドネシア社会主義と「指導される経済」との関係については, 岸・増田 [1963] 参照。

- (9) スカルノ時代の協同組合については、宮山 [1963] 参照。
- (10) 商業省国内商業総局長の報告によると、外国人小売業者 9 万件のうち同令の該当業者は 3 万 915 件だったが、実際に閉鎖されたのは 1 万 2479 件だった。同令の施行時に帰国を希望した外国籍華人は 21 万人いたが、実際に出国したのは船舶不足などにより 8 万人にすぎなかった (梅澤 [1992: 65])。
- (11) 梅澤 [1992] は「華人問題解決基本政策」「華人問題解決政策立案委員会中間報告」の全邦訳を所収。「中間報告」は 1967 年当時の在住華人人口を約 350 万人と記している。
- (12) 「華人問題解決基本政策」で華人学校の禁止、結社の制限が規定されたほか、華人の宗教、信仰、慣習を家族内だけに制限するよう指示した大統領訓令 1967 年第 14 号、華人名の不使用を定めた「インドネシア国籍華人に関する大統領決定 1967 年第 240 号」などが発布された。ただし、政治面における華人規制はまったく法令化されていない (BAKIN [1979] 参照)。しかし事実上、スハルト時代にはスカルノ時代と異なり華人の政官界への参入はきわめて限定的で、華人閣僚も存在しなかった。唯一の例外は、政権最末期の 2 カ月間に第 7 次開発内閣の商工相を務めたモハマド・ハサン (Mohamad Hasan, 通称 ボブ・ハサン Bob Hasan) である。すなわち、スハルト政権は、非経済活動では華人を規制し、経済分野でのみ華人の活動の自由を保障したといえる。
- (13) 10 年以内の出資比率の現地化規制については投資調整庁 (BKPM) 回状 1974 年第 B1195 号により、外国人労働者の雇用制限については大統領決定 1974 年第 23 号、および 1974 年から 1978 年にかけて順次公布された各産業分野ごとの大臣決定により定められた (ジャカルタ・ジャパンクラブ法人部会 [1985: 155-158] 参照)。
- (14) リムとともに許認可を取得したスハルトの縁者はいずれもプリブミである。したがって、スハルトは華人だけを排他的に重用したのではなく、特定華人とともに身内のプリブミにも許認可権を等しく配分したことをこの事例は示している。プロボステジョは中規模のマルチ・ブアナ・グループを形成したが、ベルナルド・イブヌ・ハルジョヨの事業は成功しなかった。許認可の優先的取得のみでは企業成長を説明できないことの証左である。
- (15) 『官報付録』1970 年第 258 号所収の同社設立時の会社定款は、同社の利益の 35% を役員報酬、従業員報酬、内部留保に充て、残り 65% のうちの 60% を配当に、40% を 2 財団などに配分することを規定している。この規定自体が同社設立へのスハルトの関与の証左でもある。なお、司法省が発行する『官報付録』(*Tambahan Berita Negara*) には、すべての株式会社の設立時と定款変更時における定款全文が所収され、公開されている。
- (16) 「ノン・プリブミ」(non pribumi) とは、プリブミ (先住のマレー系住民) 以外の移民系住民で、華人系、アラブ系、インド系がある。しかし、アラブ

系は宗教が同じイスラムでもあり同化が進んでいること、インド系はその数が総人口の0.05%に当たる10万人にも満たないことから、「ノン・プリブミ」はすなわち華人を指すことが多い。しばしば華人を蔑視するニュアンスを伴う。

- (17) 「経済的弱者グループ」の定義は、(1)製造業・建設業では資本金1億ルピア以下、その他業種では4000万ルピア以下、(2)プリブミによる75%以上の株式所有、または役員の過半がプリブミの場合は50%以上の株式所有、の二つの条件を満たすものと定義された。
- (18) たとえば、第二次石油ブーム下での政府・国営企業の調達政策によって息を吹き返した例にバクリ・グループ、この政策を契機に成長した新興企業グループにファデル・ムハマド (Fadel Muhammad) とユスフ・カッラ (M. Jusuf Kalla) によるブカカ・グループ、ファフミ・イドリス (Fahmi Idris) とスゲン・サルヤディ (Sugeng Sarjadi) らによるコデル・グループなどがある。
- (19) 『官報付録』に基づく会社定款データからは、「投資ガイドライン」が発表された1974年1月22日を境にして既存の外国投資企業の現地パートナーが華人からプリブミに代わったり、新設の外国投資企業のパートナーがプリブミのみになったりした事例を見いだすことはできない。たとえば、華人企業家テ・ニンキン (The Ning King) が所有経営するアルゴ・マヌンガル・グループは、プリブミによる名義貸しさえ行わずに、ガイドライン発表の2日後に倉敷紡績・丸紅と、2カ月後に一村産業・三井物産と、1年2カ月後にチバガイギーと、それぞれ合併投資許可を取得している (『官報付録』1974年第440号, 1975年第405号, 1975年第647号)。
- (20) ただし、ハビビ研究・技術担当国務相の管轄する「戦略産業」は存続し、1989年に大統領決定によって設立された戦略産業管理庁 (Badan Pengelola Industri Strategis: BPIS) のもとに10社が編成され、国家資本主導工業化の最後の砦となった。三平・佐藤編 [1992: 384-407] を参照。
- (21) 企業グループが一国の経済に占める比重を表す指標として、国内総生産 (GDP) に対する企業グループの売上げ規模の割合が用いられることがある。しかし、GDPは各産業部門の付加価値生産額の合計なので、本来売上げ規模とは比較できないうえ、指標が過大に表れるために誤った理解を与えかねない。ちなみに同年のGDPに占める100大民間企業グループの合計売上高の割合は40%、200大グループのそれは47%となる。そこで、本章では産業連関表に示される各産業部門の生産額の合計である粗産出額に対する割合を用いた。しかし、粗産出額の規模は産業部門を細かく分割するほど大きくなる性質がある。したがって、この指標も事実近似したイメージを得るための便宜的な手段でしかない。
- (22) 1988年までのジャカルタ証券取引所への上場企業数はわずか24社で、その

多くはもともと外資100%出資であったのが1974年の「投資ガイドライン」に基づいて株式を公開した欧米系外資企業であった。しかし、1988年の上場要件の緩和などの自由化政策の後、上場企業数は急増し、表1の1993年時点では172社、1997年には282社に達した。証券市場の自由化政策についてはアジア経済研究所編 [1989: 469-470]、上場企業数の推移は佐藤編 [2001: 379] を参照。

- (23) 現地経済誌『ワルタ・エコノミ』は、1989年以来毎年1回企業グループ売上上げランキングを発表していたが、表2で取り上げた1996年を最後に発表を取り止めた。経済危機の影響とみられる。
- (24) インドネシアでは一般に、企業グループの興隆は独占・寡占生産構造を強め、中小企業の成長を圧迫したとの見方が主流である。この見方を否定するのがここでの趣旨ではない。全体として企業グループが中小資本の成長を阻害したか促進したか、功罪どちらの比重が大きかったかについては別途検討すべき課題である。
- (25) マクロ経済均衡政策のなかでは政府財政の健全化と赤字削減が緊要な課題である。財政問題は、銀行と企業の再建にも密接に関係している。というのは、銀行再建にともなって発行された大量の国債の利子支払いが大きな財政負担になっており、また政府管理下にある債務企業の資産の売却収入が財政赤字補填の重要な資金源だからである。したがって、銀行・企業の再建が順調に進展することが財政均衡の必要条件にもなっている。財政と国債の問題については、たとえば臼井 [2000] を参照。
- (26) 1998年8月24日付 *Kontan*。しかし、企業グループ内系列融資の実態は、本書第8章の分析にあるとおり、Ekofin Konsulindoによる銀行データベースからは検証することができなかった。これは、各銀行が公表を義務づけられている財務諸表において、「関係会社」と「第三者」への貸出しをどのように計上しているかが特定できないため、「関係会社」貸出しの実態が公表データに反映されてこない可能性があるためと考えられる。
- (27) 破産訴訟を実施するため、インドネシア政府は、IMF政策にしたがって、破産法と商事裁判所の整備を短期間に進めた。破産法は、植民地時代の旧法を改定する形で事実上の新法として1998年4月に制定され（法律代行政令1998年第1号、後に法律1998年第4号）、同法に基づき1998年8月破産訴訟を専門に扱う商事裁判所がジャカルタに設置され、同9月に開廷した。2001年末までのIBRAによる破産訴訟の提訴件数は68件である（IBRA [Jan. 2002]）。

〔参考文献〕

日本語文献

- アジア経済研究所編 [各年] 『アジア動向年報』アジア経済研究所。
- 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎 [1988] 『産業政策の経済分析』東京大学出版会。
- 井上隆一郎編 [1987] 『アジアの財閥と企業』日本経済新聞社。
- 臼井則生 [2000] 「インドネシア銀行部門再生政策 国債発行メカニズムと財政コスト」(『アジ研ワールド・トレンド』第55号)。
- 梅澤達雄 [1992] 『スハルト体制の構造と変容』アジア経済研究所。
- 岸幸一・増田與 [1963] 「『インドネシア社会主義』と『指導される経済』」(板垣與一編『インドネシアの経済社会構造』アジア経済研究所)。
- 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編 [1984] 『日本の産業政策』東京大学出版会。
- 佐藤百合 [1985] 「インドネシアにおける民間企業グループの生成・発展過程」『アジアトレンド』第31号。
- [1992] 「サリム・グループ 東南アジア最大のコングロマリットの発展と行動原理」(『アジア経済』第33巻第3号)。
- [1995a] 「工業の発展と構造変化」(安中章夫・三平則夫編『現代インドネシアの政治と経済』アジア経済研究所)。
- [1995b] 「インドネシアにおける経営近代化の先駆者 アストラ・グループの事例研究」(『アジア経済』第36巻第3号)。
- [2001] 「インドネシアの経済危機と体制変革」(末廣昭・山影進編『アジア政治経済論 アジアの中の日本をめざして』NTT出版)。
- 編 [2001] 『インドネシア資料データ集 スハルト政権崩壊からメガワティ政権誕生まで』アジア経済研究所。
- ジャカルタ・ジャパンプラブ法人部会 [1985] 『インドネシア・ハンドブック 1985年版』ジャカルタ。
- 永井重信 [1963] 「国有化とIndonesianisasi」(板垣與一編『インドネシアの経済社会構造』アジア経済研究所)。
- 日本国際問題研究所インドネシア部会編 / 播里枝監修 [1972] 『インドネシア資料集 上 1945～1959年』。
- [1973] 『インドネシア資料集 下 1959～1967年』。
- 松尾大 [1963] 「インドネシアの国营企業」(『インドネシア産業構造委員会報告』アジア経済研究所)。
- 三平則夫 [1995] 「マクロ経済の成果」(安中章夫・三平則夫編『現代インドネシアの政治と経済』アジア経済研究所)。

- ・佐藤百合編 [1992] 『インドネシアの工業化 フルセット主義工業化の行方』 アジア経済研究所。
- 宮山滋夫 [1963] 『国民経済への移行と協同組合』 (板垣與一編 『インドネシアの経済社会構造』 アジア経済研究所)。
- 安中章夫・三平則夫編 [1995] 『現代インドネシアの政治と経済 スハルト政権の30年』 アジア経済研究所。

外国語文献

- BAKIN (Badan Koordinasi Intelijen Negara) Badan Koordinasi Masalah Cina [1979] *Pedoman Penyelesaian Masalah Cina di Indonesia* [インドネシアにおける華人問題解決の指針], Buku 1, Buku 2, Jakarta.
- Castles, Lance [1965] “ Socialism and Private Business: The Latest Phase, ” *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, No.1.
- CISI Raya Utama [1990] *A Study on 300 Prominent Indonesian Businessmen 1990*, Jakarta.
- [1999] *1000 Major Non-Financial Companies in Indonesia 1999/2000*, Jakarta.
- Departemen Kehakiman Republik Indonesia [various issues] *Tambahan Berita Negara* [官報付録], Jakarta.
- Departemen Penerangan Republik Indonesia [1965] “ Deklarasi Ekonomi [経済宣言], ” Penerbitan Khusus 254, Jakarta.
- Djojohadikusumo, Sumitro ed. [1954] “ The Government’s Program on Industries, a Progress Report, ” *Ekonomi dan Keuangan Indonesia*, November.
- Ekofin Konsulindo, PT. [2000] “ Indonesian Banking Indicator and Financial Performance 31 December 1991-31 December 1999 ” (CD-ROM), Jakarta.
- Glassburner, Bruce [1971] “ Economic Policy-Making in Indonesia, 1950-1957, ” in Bruce Glassburner ed., *The Economy of Indonesia*, Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Indonesian Bank Restructuring Agency (IBRA) [various months] *Monthly Report*, Jakarta.
- [2001] *Annual Report 2000*, Jakarta.
- Institute for Economic and Financial Research (ECFIN) [various years] *Indonesian Capital Market Directory*, Jakarta.
- Malley, Michael S. [1991] “ Soedjono Hoemardani dan Orde Baru: Aspri Presiden Bidang Ekonomi, 1966-1974 [スジヨノ・フマルダニと新秩序 : 経済分野の大統領私的補佐官 , 1966 ~ 74年], ” Edisi Khusus 20 Tahun Prisma 1971-1991, *Prisma*, July-Oct.
- Pangestu, Mari and Achmad D. Habir [1989] “ Trends and Prospects in Privatization

- and Deregulation in Indonesia, " *ASEAN Economic Bulletin*, Vol.5, No.3.
- Robison, Richard [1986] *Indonesia: The Rise of Capital*, Sidney: Allen & Unwin (木村宏恒訳 『インドネシア：政治経済体制の分析』 三一書房, 1987年)
- Sato, Yuri [1998] " The Machinery Component Industry in Indonesia: Emerging Subcontracting Networks, " in Yuri Sato ed., *Changing Industrial Structures and Business Strategies in Indonesia*, Tokyo: Institute of Developing Economies.
- Soetriyono, Eddy [1989] *Kisah Sukses Liem Sioe Liong* [リム・スイウリオン成功物語], Jakarta: Indomedia.
- Sutter, John. O. [1959] *Indonesianisasi: Politics in a Changing Economy, 1940-1955*, Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Thomas, K. D. and Jusuf Panglaykim [1973] *Indonesia: The Effects of Past Policies and President Suharto's Plans for the Future*, CEDA Paper Series No.11, Australia: CEDA (Committee for Economic Development of Australia)

(佐藤百合)